

市民福祉委員会記録

○開催日時

平成25年3月19日 午前9時58分～午後2時19分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（7人）

委員長 江口 是彦
副委員長 中島 由美子
委員 瀬尾 和敬
委員 永山 伸一

委員 井上 勝博
委員 新原 春二
委員 今塩屋 裕一

○その他の議員

議員 持原 秀行

議員 帯田 裕達

○説明のための出席者

市民福祉部長 中川 清
市民健康課長 柿元 美津枝
高齢・介護福祉課長 仙名 浩貴治

福祉課長 坂元 安夫
子育て支援課長 吉川 真一
保育グループ長 石走 利和

○事務局職員

事務局長 田上 正洋
議事グループ長 瀬戸口 健一

議事グループ員 小島 早智子

○審査事件等

審 議 事 件 等	所 管 課
議案第 3 9 号 薩摩川内市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について 議案第 4 0 号 薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について 議案第 4 1 号 薩摩川内市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について 議案第 4 2 号 薩摩川内市在宅介護支援センター条例を廃止する条例の制定について 議案第 4 3 号 薩摩川内市高齢者はり、きゅう、マッサージ等施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 5 9 号 平成 2 5 年度薩摩川内市一般会計予算 議案第 7 2 号 平成 2 5 年度薩摩川内市介護保険事業特別会計予算 (所管事務調査)	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課 (市 民 健 康 課)
議案第 5 9 号 平成 2 5 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	福 祉 課
議案第 4 4 号 薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 4 5 号 薩摩川内市へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 4 6 号 薩摩川内市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 4 7 号 薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 5 9 号 平成 2 5 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	子 育 て 支 援 課

△開 会

○委員長（江口是彦）昨日の委員会に引き続き市民福祉委員会を開会いたします。

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（江口是彦）まず、高齢・介護福祉課の審査に入ります。

△議案第39号 — 議案第41号

○委員長（江口是彦）それでは、議案第39号から議案第41号までの議案3件を一括議題とします。

本議案3件については、関連がありますので一括して説明を求め、質疑を行った後、1件ずつ採決を行います。

それでは、当局の補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）議案第39号薩摩川内市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定についてから議案第41号薩摩川内市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてまで、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、これに関連する条例制定でございますので一括して説明させていただきます。

条例の制定につきましては、議案つづりその3の39－1ページから41－40ページになります。

提案理由につきましては、本会議で説明してございますので省略させていただきます。

制定内容につきましては、議会資料で説明させていただきますと思いますので、議会資料の3ページをお開きください。議会資料の3ページでございます。

まず、議案第39号薩摩川内市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、これまで介護保険法において規定されておりました地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と、地域密着型サービス事業の開始を申請できるものは、介護保険法の改正により、市町村の条例で定めることとなりました。

2にございます本市条例（案）のとおり、第2条において定員を29人以下とし、第3条において申請者を法人と規定するものでございます。

下のほうに3項で介護保険法の改正前と改正後を書いてございますので、御参照ください。

続きまして、4ページをお開きください。

議案第40号薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び議案第41号薩摩川内市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてにつきましても、介護保険法の改正により、その基準を市町村の条例で定めることとなりました。

5ページの下段の参考をごらんください。

（1）から（8）までのサービスを掲載してございますが、それぞれのサービスごとに人員、設備及び運営について制定をすることとされております。

内容につきましては、4ページに返っていただきまして、2の条例制定の基準にございますように、介護保険法に基づく厚生労働省令に定めるところにより、（1）「従うべき基準」として、必ず適合しなければならない基準と、（2）「標準」としまして、法令の「標準」を基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で地域の実情に応じて「標準」と異なる内容を定めることが許される基準、（3）「参酌すべき基準」としまして、自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許されるもの、この3種類に区分されております。

5ページの3、本市独自の基準をごらんください。

本市条例では、（1）「従うべき基準」及び（2）「標準」につきましては、国の基準と同様の基準とし、（3）「参酌すべき基準」のうち、入所者の処遇の状況に関する記録について、国の基準では、完結の日から2年間保存することとなっておりますが、保険者の介護報酬の返還等を求める債権の消滅時効が5年間であることから、国と異なる基準、本市独自の基準としまして、介護報酬等に係る記録の保存期間を5年とするものでございます。

以上で議案第39号薩摩川内市指定地域密着型

密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について及び議案第40号薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について並びに議案第41号薩摩川内市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

なお、質疑については、議案3件一括して行いますので、質疑される方はどの議案に対する質疑かを明らかにした上で御質疑をお願いいたします。

御質疑願います。

○委員（新原春二） これは国の制度改正によつての改正だと思うんですけども、39条において人員が29人以下と、それから法人するという規定になるわけですが、今現在、薩摩川内市における現状ですね、29名以上あるのかどうか、法人でないものがあるのかどうか、そこら辺をお知らせください。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治） まず、1番目の定員29人以下というものでございますが、これは特別養護老人ホームの区分が大きく2つございます。定員30人以上の俗に広域型と私どもが申しているものと、定員29人以下の地域密着型の特別養護老人ホームというものの2つございます。このうち地域密着型の部分についての規定がこの条例でございます。広域型につきましては、県のほうで定められることとなっております。

現在、本市には地域密着型の特別養護老人ホームというものが2カ所、永利と祁答院にございます。いずれも定員は29人となっております。

法人の件でございますけれども、全て法人の経営となっております。改正前も個人では申請ができないと、特別養護老人ホームについては社会福祉法人しか経営できませんが、グループホームとか、俗に言う認知デイとか、そういったものはNPO等の民間事業者でも有限会社でも経営ができることとなっております。法人、民間団体、あるいは社会福祉法人等の団体しか事業は運営できないこととなっております。

以上です。

○委員（新原春二） わかりました。

これは地域密着型ということで、市の管轄分がこういう法律になりますよと、規定をしますということによろしいわけですね。ただ、法人の場合、あるいはNPO等も含めて団体の場合については、特老の関係についてだけこういう規定をすると。そのほかについては、この外にならないというわけですね。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治） すいません。私の説明不足があったかと思います。法人と申しますのは、有限会社、株式会社、NPO全て法人のたぐいになります。

以上でございます。

○委員（井上勝博） まだよくのみ込めてなくて、特別養護老人ホームの29人以下というのが永利と祁答院にあると。永利の場合はどこに何という名前の施設なんですか。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治） 永利の交差点の近くに特別養護老人ホーム永利、グループホーム永利併設、それから通所型のデイサービスも永利と併設をされております。その施設につきましては、横馬場にご置きました高江病院、そこの方が療養病床転換ということで病院のベッドを廃止をされて、そのベッド数を限度として特別養護老人ホーム、グループホーム、ショートステイを整備をされております。

もう1件は、祁答院はおおむら園と申しまして、旧祁答院町において買われた、町有地を売却したところに建っております。

以上でございます。

○委員（井上勝博） それで、この2カ所あるこの施設について、この条例の制定が変えられることによってどういうところが変わるのかというのがよくわからないんですけど。

○市民福祉部長（中川 清） 先ほど新原委員のほうからもあったように、今回のこの条例制定は、本来、法律で決まって定めてあったものを地域主権一括法によって条例で定めるようになりました。簡単に申し上げますと、文書保存の2年を5年に変えたという分だけで、ほかはほとんど変わらないような条例になってございます。

簡単に申し上げますと、今の実情、それから国の趣旨、今後この定めている内容を勘案すべきかどうかについては、今後また検討するときがある

かもしれませんが、実情に合わせて条例で制定しておりますので、これによって直ちに何かの影響が出るというものは全くございません。

○委員（井上勝博）ということは、法律に縛られるものではないので自治体ごとにいろいろと条件を変えたりということができるようになったと、そういう理解でいいですか。

○委員長（江口是彦）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。

これより討論・採決を行います。

まず、議案第39号薩摩川内市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定についての討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）討論はないと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（江口是彦）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第40号薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）討論はないと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第41号薩摩川内市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）討論はないと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第42号 薩摩川内市在宅介護支援センター条例を廃止する条例の制定について

○委員長（江口是彦）次に、議案第42号薩摩川内市在宅介護支援センター条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）議会資料6ページをお開きください。

議案第42号薩摩川内市在宅介護支援センター条例を廃止する条例の制定についてでございますが、在宅介護支援センターは、地域包括支援センターの窓口として地域住民の相談援助に係る連絡調整等の業務を担っておりますが、甕島地域の地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助をより充実させるため、甕島地域に地域包括支援センターのサブセンターを設置することとなりましたので、同地域の在宅介護支援センターを廃止するものでございます。

サブセンターに配置する職員につきましては、下段の参考にございますように、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員の3職種の常勤の専門職を配置の上、より専門的な援助ができる体制を整備し、これまでの在宅介護支援センター業務の内容に加えまして包括的支援事業と介護予防事業を行うこととなります。

以上で議案第42号薩摩川内市在宅介護支援センター条例を廃止する条例の制定についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）職員数は変動があるんでしょうか。これを1つの地域包括支援センターにす

るということによってどうなるのでしょうか。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治） 今まで在宅介護支援センターには4 在宅介護支援センターに4 人の専任の職員、このうち正職員は1 名のみで、あとの3 名は嘱託でございました。それと社会福祉協議会の支所の職員が兼務といたしますが、留守のときの電話番、あるいは経理的な事務の面をやっていただいておりますが、サブセンターにおきましては、甕島地域に1 つの事業所を置きまして常勤の職員を2 名配置します。下甕地域にも同様に常勤の職員を2 名配置をしまして業務を行います。そのほかに社協の支所の方にも業務の一部手伝いは生ずるかも知れませんが、4 カ所で4 人であったのが2 カ所に集約をして2 名ずつ配置をします。2 名配置することによって職員間での相談もできますので職員間のスキルも上がるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（江口是彦） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 質疑は尽きたと認めます。
これより討論・採決を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 討論はないと認めます。
採決します。
本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第4 3 号 薩摩川内市高齢者はり、きゅう、マッサージ等施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（江口是彦） 次に、議案第4 3 号薩摩川内市高齢者はり、きゅう、マッサージ等施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治） 議案第4 3 号薩摩川内市高齢者はり、きゅう、マッサー

ジ等施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これまで助成対象とする施術回数の上限を1 年間6 0 回としておりましたが、これを4 0 回に引き下げるものでございます。

助成回数の引き下げに伴う影響でございますが、2 でございます平成2 3 年度決算状況から見ますと、受診券交付人員2, 8 4 4 人のうち1 1 4 人、約4 %となります。

なお、このはり、きゅう、マッサージ等施術料助成事業は、平成2 3 年度の薩摩川内市行政改革推進委員会の事務事業外部評価において、発行の根拠、子育て世代や若者世代などの世代間の公平性、必要に応じた給付のあり方等が不明確であることから、現状のままでは廃止すべきとされました。これを受けまして平成2 4 年度は6 0 枚の一括交付から1 冊を2 0 枚つづりにして交付の限度を3 冊に改め、交付枚数の無駄を防止したところでございます。

しかしながら、平成2 4 年7 月に、平成2 3 年度の評価を踏まえてどのような経過があったかという外部評価において報告する向きがございました。その委員会では廃止としたけれども、抜本的な見直しがされていないという厳しい御意見をいただいた経緯もございます。

また、昨年1 1 月に公表されました薩摩川内市財政運営プログラムにおきましても、この事業は縮小の方向性を示されたこともございまして、今回、助成回数の条例を提案したところでございます

以上で議案第4 3 号薩摩川内市高齢者はり、きゅう、マッサージ等施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（今塩屋裕一） 施術回数を6 0 回から4 0 回にと、今、課長の説明で、財政運営プログラムに基づいて――外部評価委員会等の意見でどういことが出てきたのかというのをもうちょっと具体的に聞かせてもらいたいのと、事業者側、そして利用者側の意見とかも酌まれるところはなかったのかなということと、さらに将来的には先

ほど説明の中では廃止と聞いたけど、時期的にどれぐらいの時期で廃止にするのかなと。

○市民福祉部長（中川 清）協議会ほうに切りかえていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（江口是彦）では、協議会に切りかえます。

～～～～～～～～

午前１０時２３分休憩

～～～～～～～～

午前１０時２８分開議

～～～～～～～～

○委員長（江口是彦）本会議に戻します。

○市民福祉部長（中川 清）財政プログラムについての意見、あるいは外部評価委員会での意見という厳しい御意見はありますが、今後、事業者側の意見並びにアンケート調査を踏まえて検討することになります。この事業につきましては、自助の仕組みというものも当然ございます。今回は当然前の４０回に返したということもありますけれども、これ以上の削減については、皆様方の御理解をいただきながらそういう厳しい御意見については回答していきたいと。私どもの考え方としては、はり、きゅう、マッサージの分については、４０回を堅持しながら、もう少し対象年齢の拡大、あるいは障害者の皆さん方も使えるような仕組みというものも今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。

これより討論・採決を行います

討論はありませんか。

ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論を許します。

○委員（井上勝博）やはり今回の査定内容が公開される中で、高齢者に対するサービスを切ろうという傾向というのがあって、私は高齢者は、よく国会議員がいろんなところでこれからは若い人たちのためにお金を使うんだと、高齢者にはお金を使わないようにするんだというようなことを平気で言う、そういう風潮が出てきてると。長生きを喜ばないというそういう空気をつくり出してき

てるというのは非常に私は腹立たしい限りであり、そういう流れの中で今回のこういう外部評価委員会の圧力というか、そういうものがあってカットされると、私はこういうのは認められないということで反対します。

○委員長（江口是彦）次に、賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）討論はつきたと認めます。採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（江口是彦）起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第５９号 平成２５年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（江口是彦）次に、当初予算関係の審査に入りますが、まず市民福祉部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（中川 清）まず、昨日の市民福祉委員会の中で、市民健康課の回答が保留になっておりましたものを答弁をさせていただきます。本委員会資料の１５ページをお開きください。

１５ページにつきましては、平成２５年度から各市健診の自己負担額の増額の歳入側の増ということになるわけですが、それに伴いまして委託料の減というようなことになっております。そういったものについての予算上の削減額についての御質問がございました。

今回、腹部超音波検診、前立腺がん、それから３０歳代の乳がん検診並びに骨粗しょう症の対象年齢の縮小というようなことで総体で約４６０万円の予算の削減になってまいります。これは簡単に言いますと、委託料の金額が、自己負担分がふえますので、その分４６０万円減るというようなことになってまいります。ただ、これも昨日申し上げましたとおり、私どもは、これを幾ら削減できるから削減したいということではなくて、あく

までも申し上げましたとおり、財政運営プログラムの実行の中で、鹿屋、霧島を含めほかのところも含めてその負担金のほうが安いものになっているものは、いったんそれを平準化した上で次の段階に進んでいきたいということで、この試算はこの段階では市長査定等でも申し上げていないところでございます。

以上で昨日の部分の保留分の回答とさせていただきます。

続きまして、高齢・介護福祉課の当初予算の概要について御説明をいたします。

今ほどの本委員会資料の１ページをお開きください。

１ページで、ごく簡単に説明をさせていただきますが、一般会計でこの真ん中より下のほうになります高齢・介護福祉課の予算は、前年度で約７，３００万円の減額になっておりますが、これは平成２４年度に予算計上しましたグループホーム等の整備補助金３カ所分の減によるものが主なものでございます。

それから、その下のほうにございます介護保険事業特別会計、これは市民健康課所管、これは主に介護予防事業になりますが、これを含めまして総額１０４億７，４３４万円、前年度比約３億５，０００万円の増となっております。この増要因は、居宅介護サービスが約２億３，０００万円、施設介護サービスが約９，０００万円、介護予防サービスが約３，０００万円それぞれ増となっております。

以上で予算概要の説明といたします。

○委員長（江口是彦） ここで審査を一時中止しておりました議案第５９号一般会計予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治） 議案第５９号平成２５年度薩摩川内市一般会計予算のうち、高齢・介護福祉課分について説明いたします。

まず、歳出から説明させていただきます。

事業内容は、予算調書により説明させていただきますので、予算調書の１３７ページをお開きください。１３７ページでございます。

まず、上段の事項、老人福祉管理運営費につきましては、高齢者福祉事務事業に係る業務を行うための経費で、一般職員７人分の給与費、共済費など高齢者福祉事業運営に必要な職員の人件費、

それから敬老金支給等の経費を支給してございますが、先ほど条例改正で申しました、はり、きゅう、マッサージ施術料の助成額につきましては、前年度比９６万円の減で計上をいたしております。

次に、下段をごらんください。

事項、老人福祉施設管理費につきましては、高齢者福祉施設の電気・消防用設備、浄化槽等の保守点検業務、管理代行委託等施設の維持管理に必要な経費を計上してございます。

次に、１３８ページをお開きください。

上段の高齢者生活支援事業費につきましては、高齢者訪問給食サービス事業、高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業、緊急通報受信業務、健やか支援アドバイザー事業業務委託経費のほか、緊急通報装置１００台分の備品購入経費を計上いたしてございます。

下段の老人措置費につきましては、養護老人ホーム入所者、約２２０名分の措置に要する経費を計上してございます。

次に、１３９ページをごらんください。

上段の介護保険対策費につきましては、介護保険事務事業に係る業務を行うための経費で、一般職員１７人分の給与費、共済費など介護保険事業運営に必要な職員の人件費、それから介護保険事業特別会計への繰出金等を計上いたしてございます。

次に、下段をごらんください。

地域介護・福祉空間整備等事業費につきましては、新設した事項でございます。地域密着型サービス施設の施設整備等に係る経費を平成２４年度までは上段の介護保険対策費に計上しておりましたが、新しく事項を設けております。認知症対応型のグループホーム１カ所、それから定期巡回・随時対応型のサービス１カ所、複合型サービス１カ所分に係る施設整備等に係る補助金を計上してございます。

次に、１４０ページをお開きください。

養護老人ホーム管理費につきましては、養護老人ホーム甑島敬老園の施設運営に係る経費で、一般職員５人分の給与費、共済費のほか、管理代行の委託料、調理室の空調機ダクトの経年劣化による取りかえ工事費等を計上してございます

次に、下段をごらんください。

特別養護老人ホーム管理費につきましては、特別養護老人ホーム甑島敬老園の施設運営に係る経

費で、一般職員３人分の給与費、共済費のほか、洗濯機・ガス乾燥機の経年劣化に伴う備品購入経費等を計上してございます。

次に、１４１ページをごらんください。

介護認定審査費につきましては、介護保険法の規定に基づく介護認定審査会の審査判定業務及び要介護・要支援認定に係る訪問調査等の業務を行うための経費を計上しており、介護認定審査会の１２合議体の委員６０人、それから介護認定訪問調査業務嘱託員１８人分の報酬の人件費のほか、主治医の意見書作成手数料、介護認定支援システムの保守料・リース料等を計上してございます。

次に、下段をごらんください。

労働者福祉対策費につきましては、シルバー人材センターに対する補助金を計上いたしておりますが、合併特例債の期限切れに伴い、特別交付税の削減が予定をされているということで、財政課指導で外部団体に対する補助金の見直しが指示をされておりました。私どものところでは、シルバー人材センターと高齢者クラブ連合会が該当するわけですが、シルバー人材センターにつきまして、経常経費の削減をお願いいたしまして前年比１３０万円減額して計上してございます。

次に、歳入について御説明いたします。

予算調書３１ページにお戻りください。

主なものについてだけ御説明させていただきます。

１３款２項１目民生費負担金では、８，６５８万９，０００円を計上しております。主なものは、老人福祉費負担金８，３２８万円、養護老人ホーム入所者及び扶養義務者が収入に応じて負担するものでございます。

次に、１４款１項２目民生使用料では、５０７万４，０００円を計上しております。主なものは、入来高齢者福祉センター使用料２８６万１，０００円でございます。

次に、１５款２項２目民生費補助金では、６，３００万円を計上しております。これは地域介護・福祉空間整備等交付金で、認知症対応型のグループホーム等の施設整備費等に係る国庫補助金でございます。

次に、１６款２項２目民生費補助金では、８８４万９，０００円を計上しております。主なものは、老人クラブ運営費補助金６７４万５，０００円でございます。

次に、３２ページをお開きください。

２１款３項１目貸付金元利収入では、１５０万円を計上しております。これは特別養護老人ホーム整備資金貸付金元金収入で、旧里村におきまして社会福祉法人里福社会が平成１４年に整備した特別養護老人ホーム寿里苑の運営資金として３，０００万円貸し付けておりました。貸付金の据置期間の１０年が経過をしましたことから、平成２５年度より償還が始まるものでございます。

この貸付金につきましては、貸し付け契約当時の貸し付け条件は、無利子５０年償還、うち１０年間は据え置きとなっておりますが、合併後、監査委員のほうから、貸し付け条件の見直し、建物の法的耐用年数に対して貸し付け期間が長いんじゃないかという申し出等もございまして、ちなみに法的耐用年数は４７年となっております。

そういうような御指摘も受けまして、社会福祉協議会、里福社会との協議を行ってまいりまして、平成２１年に貸し付け期間を５０年から３０年に２０年間短縮をしております。その短縮に伴いまして、変更前は７５万円の４０回、４０年払いであったわけですが、変更後は１５０万円を２０回、２０年で償還していただくというふうに変更しております。平成２５年度から償還が始まるものでございます。

次に、２１款５項４目雑入では、５，００８万８，０００円を計上しております。主なものは、甌島敬老園運営のため社会福祉協議会に職員を派遣しておりますが、その人件費に係る派遣協定に基づく収入でございます。

以上で一般会計予算に係る高齢・介護福祉課分の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）シルバー人材センターの話のところですか。１４１ページです。

これはシルバー人材センターの補助金だけをおっしゃったんですか。もう１回ちょっと説明していただけますか。

○市民福祉部長（中川 清）１４１ページのシルバー人材センターへの高齢者労働能力活用事業補助金、これは平成２４年度２，８００万円の補助金を１３０万円カットしました。これは課長の

ほうで財政運営プログラムの話もありましたが、類似の霧島、鹿屋、それから始良、人口が少ないですけども、このシルバー人材センターの補助金は合併の特例がやはりありまして、合併したときには補助金が大きいんです。それが交付税と同じでだんだん減っていくというような仕組みがありまして、それも一応ありましたから一定の時期は2,800万円でやっておったんですが、霧島、鹿屋、始良の状況も踏まえて、これは財政運営プログラムの前に、もう2年ぐらい前から私のほうでほかに比べて補助金が高いと、ここの部分については、今後、交付税の削減もあるわけだから、自分たちで何とか削減の努力をしてほしいと。当然、薩摩川内市は市域も広いので一定の高い分は理解はできるけれども、それにしてもちょっと高過ぎるので、もう1回補助金のほうの努力をしていただきたいということをお願いをして、130万円の今回の分については補助のカットで来たものです。ですから、今後も運営の状況についてはそれぞれシルバー人材センターとも話をしていく必要はあるんじゃないかというふうには考えております。

以上です。

○委員（井上勝博） シルバー人材センターで働く方を何人か知ってますけども、そういう方々は全然仕事がないもんだから、シルバー人材センターの仕事が唯一収入になってるとかという話を聞いてるんです。雇用効果という点ではやっぱり見直していい内容じゃないかなというふうに思うんですけども、このシルバー人材センターでどれだけの雇用が生まれているかというデータというはあるんですか。

○市民福祉部長（中川 清） ちょっと手元に資料を持っておりませんので私の記憶で説明させていただきますと、大体総売上が2億ちょっとあったと思います。2億ちょっとの部分に2,800万円の補助を入れるということ自体が会社経営からすると非常にどういうものなのかというのはあります。ただ、今、井上委員がおっしゃったような公益性というものもありますので、高齢者の生きがいづくりであったり、勤務の意欲を高めるというものはありますので、その部分の補助というのは、国の補助もありましたし、これが事業仕分けで国の補助金が削減になって今この経営自体も厳しくはなっているんですが、もう

一方では、民業圧迫の御意見もあるんです。ですから、ここの部分については、そういったすみ分けをしながら整理をする必要があると思います。

もう1点は、やはり個別に見ていきますと、やめたほうがいいんじゃないかというところがあるんです。それは逆に言うと民間のほうもお願いをして、ここからはシルバーの事業をわざわざ全地域でやるべきなのかと、例えば100万円の売り上げをするのに200万円もかけるような仕事自体を実際やっていいのかどうかというのは、これはやはり議論すべきだと。

だから、私は、補助金をカットする前にそこは全部言いました。そこはやはり努力としてきっちりそれに対するものをというのはい言っていたいで、納得する分については補助というものはそこからまた外すという議論はしなくちゃいけませんけど、やはり今のこの状況からすれば、経営という観点からもその補助金に頼るというものについてはおやめいただきたいというのはもう2年前から先ほど言いましたように言ってますので、そここのすみ分けというのはできるというふうには思っております。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治） ちょっと補足を2点させていただきます。

まず、従業者の数は承知しておりませんが、シルバー人材センターは仕事を希望する方は登録をすることになっております。会員さんになっていただくことになっております。この会員さんが平成23年度の末現在では396人おいででございます。ちなみに平成18年は500人ほどでしたので約100人ぐらいは減少しているということと、それからもう1点、売り上げは、先ほど部長が申し上げましたとおり、2億6,000万円です。これは平成22年度の決算でございますが、2億6,400万円となっております。

それと、もう1点、このシルバー人材センターに対する2,670万円の補助金は、いわゆる事務所経費でございます。シルバー人材センター事務局の職員、それから連絡調整をされる嘱託員の方等いらっしゃいますけれども、そういった事務所経費に係る補助金でございまして、この補助金の削減が直ちに会員さん方に直接影響が生じるものではないということを申し添えます。

以上です。

○委員長（江口是彦） ほかに御質疑ありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の発言を許しますが、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

ここで議案第59号一般会計予算に係る審査を一時中止します。

△議案第72号 平成25年度薩摩川内市
介護保険事業特別会計予算

○委員長（江口是彦）次に、議案第72号平成25年度薩摩川内市介護保険事業特別会計予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）議案第72号平成25年度薩摩川内市介護保険事業特別会計予算について御説明させていただきます。

予算に関する説明書は、412ページから447ページ、予算調書は338ページから365ページになりますが、説明は市民福祉委員会資料の別冊2を使いまして市民健康課分もあわせて説明をさせていただきます。

市民福祉委員会資料の2ページをお開きください。

まず、歳出を説明させていただきます。

1款1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス費では、説明欄に記載の各種居宅サービス給付費、在宅のサービス給付費が主に計上してございます。

次の同項2目施設介護サービス費は、介護保険3施設と呼ばれる特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設の施設介護サービスに係る給付費を計上してございます。

次の3項給付諸費、1目審査支払手数料は、保険給付費の審査支払事務に係る経費で、国保連合会に支払うものでございます。

次の4項高額介護サービス等費は、介護サービスの利用者負担額が高額となった場合に利用者負担の軽減を図るための費用でございます。

次の5項特定入所者介護サービス等費は、所得の低い要支援・要介護者にとりまして保険給付の対象外となる食費及び居住費の負担が過重とならないように、また、あわせまして要介護認定の申

請前に、緊急、その他やむを得ない理由により、介護サービス、または介護予防サービスを受けた場合に行う補足の給付費でございます。

次の6項介護予防サービス等諸費は、要支援1・2の認定者に係る介護予防サービス給付費でございまして、内容につきましては、1款1項1目のところで申しました要介護者に係るサービスと同じ内容になります。

次の7項高額医療合算介護サービス等費は、前年8月から本年7月までの1年間において医療保険及び介護保険の自己負担額の合算額が著しく高額になった場合の利用者負担の軽減を図るために給付するものでございます。

次に、3ページをごらんください。

3款1項介護予防事業費につきましては、所管は市民健康課となります。

まず、3款1項4目1次予防事業費は、高齢者が自発的に介護予防に取り組むための普及・啓発事業や介護予防ボランティア事業に係る経費で、介護予防業務嘱託員3人、介護予防歯科衛生士業務嘱託員1名に係る人件費や、委託料に記載してございますとおり、介護予防の各種事業に係る経費を計上してございます。

次の3款1項5目二次予防事業費は、要支援・要介護になるおそれが高い高齢者を対象に実施する事業の需用費や、その対象者を判断するための医師の委託料に係る経費が主なものでございます。

次に、4ページをお開きください。

3款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費は、地域包括支援センターへ派遣する職員6人の人件費のほか、地域包括支援システムに係る経費が主なものでございます。

次の同項2目総合相談事業費は、介護相談業務嘱託員1名の人件費のほか、地域包括支援センターのランチ機能を担う在宅介護支援センターへの総合相談業務委託料が主なものでございます。

次の同項5目任意事業費は、介護サービス計画点検業務嘱託員1名の人件費のほか、家族介護等ネットワーク、市民後見人養成講座委託、家族介護用品支給事業、ねたきり老人介護手当支給事業等に係る経費を計上してございます。

次の同項6目地域包括支援センター運営協議会費は、センターの円滑かつ適正な運営並びに公正及び中立性の確保について、調査・協議するために設置されている協議会に係る経費を計上してご

ざいます。

次の同項7目包括的支援事業一般管理費は、認知症地域支援員及び地域包括ケア体制推進コーディネーター嘱託員に係る人件費のほか、社会福祉協議会へ委託している地域包括支援センター業務の委託料を計上してございます。

次の6款諸支出金は、第1号被保険者保険料の還付に要する経費や、国庫支出金等の清算返納金を計上してございます。

続きまして、歳入について説明させていただきますので、資料1ページにお返りください。

1款保険料は、第1号被保険者の保険料に係る分でございます。第5期介護保険事業計画に基づく推計で16億6,134万6,000円を計上しており、徴収率は98.5%を見込んでおります。

次の3款使用料及び手数料は、督促に係る手数料でございます。

次の4款国庫支出金は、介護給付費に係る国の法定負担分と調整交付金、それから地域支援事業に係る国の交付金を計上してございます。

次の5款支払基金交付金は、介護給付費及び地域支援事業に係る第2号被保険者の負担分として支払基金から交付されるものでございます。

次の6款県支出金は、介護給付費に係る県の法定負担分と地域支援事業に係る交付金でございます。

次の7款財産収入は、介護給付費準備基金の利子相当額でございます。

次の9款1項1目一般会計繰入金は、介護給付費に係る市の法定負担分12億6,688万5,000円、地域支援事業に係る市の負担分のうち、介護予防事業が1,267万3,000円、包括的支援事業・任意事業が6,390万9,000円でございますが、家族介護用品、ねたきり老人介護手当等に係る地域支援事業の枠を超える分の法定外の繰り入れが2,394万6,000円含まれております。

次の12款諸収入の4項3目雑入で415万8,000円を計上しておりますが、これは外部委託しました地域包括支援センターが使用する地域包括支援システムのシステム使用料相当額を負担金として徴するものでございます。

次に、平成25年度新規事業等について説明をさせていただきますので、5ページをお開きくだ

さい。

1、介護保険サービスの創設で、(1)24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスにつきましては、従来の滞在型のサービス提供にあわせて24時間のオンコール体制を活用した定期、または随時訪問による介護・看護サービスを提供できる体制を整えることにより、医療サービスが必要な比較的重度の要介護者も在宅で生活を続けられるようになります。

現在、平成24年度に行いましたニーズ調査結果がまとまったところございまして、次の(2)の複合型サービスとあわせて事業を希望する事業者に対して公募手続の準備作業を今行っているところでございます。

次の(2)複合型サービスにつきまして、従来の小規模多機能型居宅介護は、通い、訪問、泊まり、この3つのサービスを組み合わせて利用するものでございますが、医療系のニーズの高い比較的重度の要介護者には十分対応できていなかったことから、小規模多機能のサービスと訪問看護のサービスを組み合わせて提供することにより、利用者のニーズに合わせて柔軟に対応することができるようになります。また、医療ニーズの高い要介護者も在宅で生活を続けることができるようになります。

次に、6ページをお開きください。

2の認知症施策総合事業でございますが、近年、高齢化の進行により認知症の高齢者が増加していますことから、認知症の状態に応じた適切な介護福祉サービス等が提供できるよう地域包括支援センター、認知症専門医療機関、地域の支援機関などとの連携のための会議の設置運営や認知症サポート医などとのネットワークの構築、あるいは認知症の方を支える地域資源マップの作成、認知症の方の介護者の交流会の設置、それから多職種協働型の研修会を行うため、認知症地域支援員を配置するものでございます。

次に、3の暮らし安心・地域支え合い推進事業でございますが、近年、高齢化の進行、あるいは核家族化の進行により、ひとり暮らしや高齢夫婦のみの世帯が増加をしております。そのようなことから県に設置されるコーディネーターと連携をとりながら、高齢者、障害者等の生活支援のためのニーズの調査、あるいは高齢者等を地域で支える仕組みづくり等の先駆的な事業の立ち上げ

支援、要介護者のマップの作成、介護ボランティアなど等の育成支援などのため、地域包括ケア体制推進コーディネーターを配置いたします。

次に、これは4の任意事業、これは継続事業でございますけれども、在宅で要介護者を介護されている家族の負担軽減を目的に、ねたきり老人介護手当と家族介護用品の支給を地域支援事業で行っております。

以上で高齢・介護福祉課分の説明を終わりますが、引き続き、介護予防事業関係につきまして、市民健康課から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○市民健康課長（柿元美津江） それでは、介護予防事業について御説明いたしますので、市民福祉委員会資料の16ページをお開きください。

委員会資料のほうでございます。16ページでございます。

介護予防事業は、平成18年度の介護保険制度改正により創設された地域支援事業の一つとして展開しております。高齢者が要介護状態になることを予防し、可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう支援することを目的に事業を実施するものでございます。虚弱な高齢者に行う二次予防事業と元気な高齢者に行う一次予防事業を行っております。

担当課と財源構成は中段の表をごらんください。

平成25年度は、平成23年度、平成24年度で実施いたしました高齢者の実態把握となる基本チェックリストの調査は行わずに、平成24年度の結果を利用いたします。平成25年度は、より高齢者に身近なところで一次と二次の高齢者、あるいはチェックリストの未提出の高齢者につきましても、通所型の教室開催を紹介したいというふうに考えているところでございます。17ページに入っております。

加えて、平成25年度から市民スポーツ課のシニアスポーツリーダー派遣事業、社会教育課の生涯学習事業を介護予防事業として実施いたします。また、国保の貯金クラブにつきましても、介護予防事業として取り組むこととしております。

社会福祉協議会に委託しておりましたふれあいいきいきサロン事業につきましては、機能を充実し、介護予防ボランティア事業につきましては、県の元気度アップポイント事業に対応するため、ポイント転換利用券に変更をいたします。また、

平成25年度からの新規事業といたしまして、在宅介護支援センターに委託して行います常設型サロン設置モデル事業といたしまして、介護予防事業に資する事業を定期的実施するとともに、家族介護者支援の拠点として協議会を設置し、ネットワーク構築を行う予定でございます。

以上で説明を終わります。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治） 以上で平成25年度介護保険事業特別会計予算についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（中島由美子） まず、24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスということで、本当に24時間見ていただけるという体制がとれたら大変ありがたいのかなと思うんですが、現実的にニーズがどの程度把握ができているのか、また、それに対応してくださるような事業所というんですか、そういうのが名乗りを上げておられるのか、今の川内の状況というのを教えてください。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治） 平成24年度在宅でサービスを利用されている方2,372人に対して、俗に言うケアマネさん、そういった方々をお願いをしてニーズ調査をしていただきました。本人、家族がサービスを利用したいと言われたケースは86人、ただし、ケアマネさんがこの人はこの24時間のサービス、あるいは複合型を使ったほうがいいんじゃないかなとケアマネさんの目から見て思われたのが116人でございます。要介護度でいきますと、要介護1の人は希望割合は1.8%でしたけど、要介護5の人は7.2%とやはり介護度が重くなるにつれて24時間、あるいは複合型のサービスを利用希望される方が多くなっております。

この86人、あるいは116人が多い、少ないという一つの判断基準についてでございますが、まず一つには、利用者家族の方がこの24時間、あるいは複合型サービスというものの内容を十分理解をしていただけているのかなということと、それからケアマネさんによっては非常に協力的なケアマネさんもありましたし、渋々ながらというところもございましたので、この86人、あるいは116人よりも実際的には多いのではないかと

なというふうに私どもでは思っております。

それから、事業参入の事業者の件でございますが、全国的にもなかなかこのサービスが普及をしないという新聞報道等をなされております。鹿児島県内では、昨年１２月現在でございますけれども、鹿児島市と指宿市が事業者の公募をしておりました。鹿児島市ではもう始まったという報道等も聞いたような気もしますが、指宿の状況は詳細は把握をしておりません。

本市における事業参入の意向ですけれども、当初私どもでは川内市医師会にお願いができないかなというふうにも思っておったわけですが、打診をしましたところ、やはり経営的に厳しいんじゃないかというような御判断もあったようで辞退をされております。そういうような状況でございます。実際、公募をしてみないと事業者が来るかどうかというのは私どもも判断しかねているところでございます。

以上でございます。

○市民福祉部長（中川 清） ちょっと金目の部分を若干説明をさせていただきます。

別冊資料の２の７ページ、これは一般質問等でもございましたが、ここには高齢者の数、あるいは高齢者世帯の状況を書いてあります。７ページの２番目には高齢者世帯数の状況がありまして、本会議でも答弁しましたとおり、鹿児島県は高齢者単身世帯は全国で１位です。薩摩川内市は県内の平均よりも高いと。この県内３３位というのは、これは何でこんなに低くなるかと言うと、鹿児島市が入ってくるとどうしても率的に平均を下げてしまうものですから順番的にはこうなんです、ただ、県平均は高齢者単身世帯でも１４．１であるのが１４．８で県平均よりも高いと。ますますこの状況というのは横の高齢者夫婦世帯の中でも高齢者だけの世帯というのも多いわけですので、この状況というのはますます深刻になっていくというものがあります。

次に、１１ページをお開きください。

１１ページには、この在宅系と施設系のサービスの金目のことを書いてあるんですが、２～４、一番上ですが、在宅系のサービスが年間約１００万円に対しまして施設系のサービスは３１４万円、大体３倍強のいわゆる介護報酬が要りますよということになります。ですから、この状況から見ますと、その下のほうには施設系の

サービスの内訳があつて、上から３番目に介護療養型医療施設というのは４２９万円というのがあります。これは施設系の中でも療養型の部分についてまだ高いと。それは看護師の資格を持っている人の配置とかというので高くなっているわけです。だから、こういう施設の中でもより高いものを低い特別養護老人ホームにまだ３００万円のところに変えようというのが療養型の病床転換です。

今回２４時間型の分というのは、やはり夜間対応の人材確保確保であつたり、そういったものが必要になってきますからかなりの経費はかかってまいります。ですけれども、今言いましたように、この在宅系のサービスがある程度延びてもやはりこれから高齢化を迎える中で施設系のサービスだけに頼っていくと非常にこの特会の運営自体も厳しくなっていくので、まずはこの２４時間、あるいは複合型のサービスというこの在宅系、あるいは通所系のサービスの充実を図っていく、その状況を見ながらまた第６期の中で施設系の拡充のものも検討していく必要があるというふうに考えております。

以上、補足いたします。

○委員長（江口是彦） ほかに御質疑ありませんか。

○委員（新原春二） 認知症施策総合事業、それともう１つは、その下の暮らし安心・地域支え合い推進事業の新規の関係なんです、これで嘱託員の配置をしてもらって地域的には非常にいい制度だと思うんですけども、この嘱託員の配置はどこになるのか教えてください。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治） ２及び３ともに高齢・介護福祉課に配置をしたいと思っております。ただ、行く行くはこの業務の体制が整いましたら社会福祉協議会に委託することも可能なかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（新原春二） はい、わかりました。当面は役所のほうでしていくと、将来的には社協のほうに委託をし、社協のほうで充実していくということなんです、これはこれでいいと思います。

質問を変えますが、包括支援センターが社協に行きましたよね。先ほどの説明では、市のほうから職員を６名派遣をされているということなんです、将来的な分も含めて今社協に６名派遣をされている職員を今後どのような方向になっていく

のか、継続的にずっと6名を市の職員で持っていけるのか、あるいはそういうものは社協のほうでプロパーでどうにか切りかえていくとか、そういうような方向というのはどんなふうに思うんですか。

○市民福祉部長（中川 清） 地域包括支援センターは、直営から社協のほうに変えましたのは大きくは三つあります。

机の段階ではなかなか定数削減の中で人員の専門職の確保というのが厳しいというものがあります。

それから、もう一つは、金目の話でも、いわゆる地域支援事業の中の2%相当をこの包括ケアのほうに使えるようにしているんですが、そのほかに事業展開を拡充するにもなかなか厳しい状況にあると。では、社協にはそういったケアマネの資格を持った専門の職員もいますし、これはちょっと言いにくいことなんですけども、簡単に言いますと給料のほうも役所よりかは少ないと。専門職が行って役所のほうより経費的に安く済むというものがあつたので、そこに委託をしたほうがいいんじゃないかと。

もう一つは、社協は支所を持っています。支所にまた専門のそういう資格を持つてる職員がいるので、こことの連携というものがうまくいくんじゃないかなというふうに考えております。

これは当初の目的で、では、やはりそうはいつでもうちの専門職のほうも少ないです。2年間ということでの派遣をお願いしましたが、一応平成25年の4月からは保健師の確保が非常に厳しいというところもあるので、1名だけは残してくれというようなことですので、5名は一応4月から社協から引き上げる予定で、後は社協のほうの人事異動と新採のほうで対応していくということになります。

それから、もう一つは、先ほど議案の中でありました在宅介護支援センターというのがあるんですが、ここは17カ所あって、甕島の4カ所はサブセンターにしますが、こことの連携というものも今から密になっていきますので、今出ました地域包括ケア体制の推進コーディネーターであつたりとか、こういったものをつなぎながら、市と社協と在介、ここのネットワークというのをつくりながら、そして、なおかつ社協にある支所の機能なんかも活用してフォーマルなサービスとインフ

ォーマルなサービスの事業展開ができればなというふうに思っています。

少し時間はかかりますけども、平成25年の4月からは5名派遣を今してまして4名引き揚げます。1名は残すということになります。

○委員（新原春二） はい、わかりました。

社協のほうもかなりそうした面でのボリュームが結構大きくなってきているというふうに思うんです。市の直轄でやっていたものが包括支援センターを含めて、あるいは社協のほうに委嘱されていく、そういうもんで市のほうはもちろんスリム化をしていく、そういう意味ではいいし、またサービスも地域に密着をした中で非常にスムーズにいくということについては、非常に福祉の関係については了なんですけども、受け皿の社協のほうが大変な状況になれば大変だなということでもありますので、その辺は随時また話し合いをされて社協もうまくいくように段取りをしていただきたいと、要望しておきます。

○委員（井上勝博） 以前、待機者がどのぐらいいらっしゃるかということで調べていただいて、たしか1,000人ぐらいいらっしゃったと。その割には24時間型の対応の希望者がちょっと少ないような気がするわけですね。施設に入らなければもう困るという方々との関係で言うと、このギャップというのはどういうふうに考えたらいいいのかということ。

それから、私の父も施設に入っているんですけども、施設に入っている方々の100%認知症じゃなかろうかという状況ですよ。認知症という方々は相当いらっしゃるんじゃないかなというふうに思うんですけども、やっぱり介護する側からすると、できるだけ近いところでしょっちゅう見れるところに自分の親を置きたいというか、家庭ではなかなか無理なんで施設ということになるわけですけども、そういうふうにやっぱり思うわけなんですよ。基本はやっぱり身近に施設があるということが理想的なんじゃないかというふうに思うんですね。

24時間のこのヘルパーというのは、確かに今までよりは在宅サービスをよくしていくことにはなると思うんですが、ただ、やっぱり夜に何回も起きて排せつというようなことなどが多いと思うんですね。自分の父親だけを見て言ってるわけですけども、しかし、本なんか見るとそういうのが

多いと。だから、24時間サービスではやっぱり対応しきれない部分というのがあって、基本はやっぱり施設を身近にという方向をつくっていかなくちゃいけないというふうに思うんですが、それもお金がないからということになると思うんですけども、介護保険料を高くしたりということになるんだというお話になるんだと思うんですけども、しかし、認知症が完全に治すことができないというものであるから、そうせざるを得ないし、家族にしてみても本人にしてみても施設を基本に、そして地域に身近にという、こういう考え方というのは何とか追求できないもんかということなんです。

○市民福祉部長（中川 清） 今、井上委員がおっしゃっているような仕組みというのが地域密着型の市の許可認可の施設になっています。要はより地域に近い広域型というのは、県の許可認可ですので薩摩川内市だけではなくてほかの市町村の方も入れられる。ところが地域密着型というのは、より近いところにつくろうというのがこの地域密着型の施設で、認知症の対応グループホームもここになっております。旧合併前の川内市では、このグループホームの手上げのほうがちよっと多かったもんですから、ワンユニット9床でずっと来しました。合併4町については、法定の9床、18床で来てたわけです。ここは非常に経営的にも厳しいので早い時期にやはり増床まで持っていきたいというのがありまして、昨年度ですか、方向を変えまして、新規については、地域密着型の水引のツーユニット、18床、初めて新規で旧川内市で18床やりましたが、あれで終わって、残りについては全部増床のほうで対応してきてます。

委員のほうがおっしゃるように、この認知症の対応というのは非常に厳しいものがありますから、今現在は第5期でも45床で入れてありますけども、次の第6期でも優先順位としては、残りまだワンユニット9床で残っている施設が四、五カ所ありますので、ここをまず最優先としてツーユニットを18床まで持っていくのが一番の施設整備の最優先の課題になってくると。その後に特別養護老人ホームであつたりとかというものについては、今言いました24時間型の随意対応の状況なども見ながらしていく必要があると。ただ、いかんせん50%が保険料、50%が公費ですから、自分たちの手出しもふえるわ、市の負担もふえる

わ、繰り出しもふえるわという状況がありますので、ここはやはり全て賄うためには施設を全部つくればいいんでしょうけども、そこはなかなか財政的にも厳しいものがありますので、まずはやはり今回位置づけてあります24時間というものも進めて、この状況を見ながら、次の第6期というのを検討していく必要があるというふうに考えております。

○委員（井上勝博） そのギャップについては統計お願いできますか。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治） 先ほど申しましたように、二千数百人のうち80何人、100人、そのときに申しあげましたように、本人、あるいは家族の方がこの24時間対応の定期巡回・随時対応のサービスをよく理解していらないから、サービスの内容をよく御理解されていない部分があったのかなというところと、ケアマネさんたちの協力のあり方にも若干問題があったのかなと。サービスが創設をされて認知度が上がっていった皆さん市民の方が、あるいはケアマネさん方がよくそのサービスの内容を理解されるようになると、もう少し利用を希望される方も多くなっていくのかなというふうに理解しております。

以上でございます。

○委員（井上勝博） 先ほど言ったことと若干矛盾ということをするかもしれませんが、一番困ったのが深夜の排出なんです。やっぱり本人がトイレがわからんわけです、どこにあるか。それでこぼしたりということがあったら。なので24時間のサービスはそういったことの対応できるんだろうかと。もちろん家族はぐーすかぐーすかというわけにいかんでしょうけど、しかし、やっぱり何らかそういうのを軽減できるようなというか、そういうふうにできるんでしょうか、現実的にですね。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治） 24時間のサービスが全てに対応できるとは思っていませんが、専門の介護保険といったような月刊誌等もございますけれども、そういったものを見ますと、この24時間の定期巡回のサービスを導入、利用することによっては、家族の介護者も減る、あるいは自宅で介護を受けられる方も生活のリズムといいますか、そういうものが安定といいますか、定期的になってきて随時に呼ばれる回数も減

ってきたというようなことも掲載をされております。

今ほど委員の言われました夜間にトイレがわからないといったような方々につきましては、認知症はございましてもある程度介護度の軽い方ではないかと思っております。

11ページの下の表をごらんいただけますでしょうか。施設系サービスの介護度別利用割合と掲載をしてございます。下から2行目が認知症対応型共同生活介護、俗に言うグループホームのことでございます。このグループホームというのは、認知症のある方でないとい入れない施設でございまして、先ほど部長が申されたとおり、第5期で45床、第6期につきましても優先的に整備をしていきたいというふうな考えでございまして、そうしますと比較的介護度の軽い認知症の方、この利用割合を見てもらいましてわかりますように、要介護2が29.6%で一番多うございます。次が要介護3の24.8、3番目が22.4と比較的介護度は軽いけれども、認知症のある方、そういったところをお預かりする施設でございまして、認知症の方皆さんとはいきませんが、ある程度対応はできるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の発言を許します。

○議員（持原秀行）すいません。1点だけ教えてください。

新規事業で認知症の地域支援員と、それから地域包括ケア体制推進コーディネーターを新たに嘱託員を1名ずつ配置するという事になっているんですが、この方たちの月額の嘱託員の報酬を教えてください。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治）この認知症支援員、包括ケア体制推進コーディネーターとも募集資格を保健師としておりました。そういったこともございまして月額20万円を予定しております。

以上でございます。

○議員（持原秀行）先ほど部長からの説明の中で、やっぱり経費節減とかいろいろと説明があっ

て、先々は社協に委託をしたいというようなことがあったんですが、この施設系のサービスの内訳で、利用者が受けてる年間で400万を超えてるということからすれば、そこで働く人たちの賃金が余りにも低過ぎるというのは感じるんですよ。安上がりでいいということじゃなくて、やっぱりそこで働く人がしっかりとその賃金体系で働けるようなそういうのも構築、考えていかなければいけないんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○市民福祉部長（中川 清）もちろん議員おっしゃるのはそのとおりだと思います。ただ、現実として私ども同じような業務ができるようなところについては、社会福祉協議会というのもそういった専門的なスタッフもおられるので今後進めていきたいということです。

ただ、この問題については、本委員会資料の30ページをお開きください。これは保育所のところを書いてあるんですが、保育士の処遇改善臨時特例事業、ここの部分は、この前に介護についてもこの事業がありまして、処遇改善の事業が基金を積まれて、それを入れたというのがあります。

その下に事業の内容として3行目に民改費というのがあります。民改費というのは、基本的に簡単に言いますと、公と民の同じ事業をやっている場合の給与の差があるので、そこの改善を要するのが民改費なんです。この民改費についての改善というものも今後国のほうでも制度設計をされるというふうに思っておりますので、今の段階では市のほうでそこの仕組み上民改費を出すということにはなりません。今後、国の状況なども見ながら、当然その仕組みは制度設計がされるものと。

ちょっと答えになってないかもしれませんが、現実、今の状況と、それから社会福祉協議会であったり、あるいはほかの民間のほうの運営のほうが効率的、経費的に安くなるというものがあれば、そちらのほうは市としても検討していくことになる。ただ、社会福祉協議会のほうの部分についても、先ほど新原委員のほうからありましたとおり、もうたくさんやっておりますので、その制度設計の部分で、あるいは社協の内部の中での処遇の改善というものはできていくと。

これはどういうことかと言いますと、ちょっと

長くなりますが説明させていただきますと、予算調書の140ページをお開きください。

140ページに甑島の敬老園から養護老人ホーム50床と特別養護老人ホーム30床あるんですが、ここをちょっと説明させていただきます。その下の特老だけ説明します。

特別養護老人ホームというのは、これは甑島敬老園の市の予算だけを入れてあるんですが、実際の金の流れはどういうふうになっているのかと言いますと、ここは特別養護老人ホームですので市の介護特会から介護報酬が社協のほうに入ります。そして、ここに書いてあります一般職3人というのは、これは市の職員を社協のほうに派遣をされていて、そのほかの経費を含めてこの財源内訳で1,112万7,000円と書いてあるんですが、ここの分は市の職員の節の内訳で言いますと、給料、職員手当、共済費というものを市のほうの職員の給与を社協のほうに派遣をしていますので、その同額だけを社協のほうから今度は歳入でもらっています。歳入調書を見てもらえば同額が入っていますので、そして、その下の需用費と備品購入費、これは指定管理で出していますので市のほうが持ちます。これはどういうふうになっているのかと言いますと、特別養護老人ホームの上甑については民間でやっています。民間でやっていると、この100万円も180万円も自分たちで出されております。そういう状況があります。

どういうふうになるかという、この制度設計からいくと、簡単に申し上げて、養護老人ホームについては、その上の部分は損が出ないようにしてまずし、下のほうはそういう制度設計をしますから、ここは必ずもうけが出るようになってます。もうけが出るようになって、それでも直営のときよりかよくなってるんですね、市のほうの出し前は。それがどういうふうになるかというと、社協のほうで介護報酬の利益として計上されます。そこを見ながら、私どもとしては一定のもうけがあったから、悪いけれども、財政的には市も厳しいので1,500万円の分は補助金はちょっとカットさせてくれんかというふうに言いました。ただ、そこは全部が全部取ろうとは思ってません。なのでその部分については、残ったお金なりを協議しながら社協のほうは処遇改善をしていただくという仕組みはできると思いますので、その辺はまた社協のほうとも協議をしていきたいというふう

に思います。

○委員長（江口是彦） 質疑はつきたと認めます。

これより討論・採決を行います

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 討論はないと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦） 次に、所管事務調査に入ります。

当局の報告を求めます。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治） 介護保険の現状について御報告をさせていただきます。

委員会資料別冊2の7ページをお開きください。

初めに、平成22年の国勢調査結果でございますが、全国の平均では高齢化率は23%でございますけれども、鹿児島県においては26.5%で全国第12位と、薩摩川内市ではさらに高齢化が進んでおり、27.1%となっております。鹿児島県は全国より10年早く高齢化が進んでいると言われておりますけれども、本市ではさらに高齢化が進んでいるところでございまして、70歳以上の後期高齢者についても同様でございます。

下の2の高齢者世帯の状況につきましては、先ほど部長が説明させていただきましたので省略をさせていただきます。

次に、8ページをお開きください。

第5期の介護保険料の状況でございますが、全国平均の4,972円に対しまして鹿児島県平均は4,919円と若干ではありますが、全国平均より安くなっております。

下のほうに県内19の市のうち、鹿児島県の平均より介護保険料が高い順に10位までを掲載いたしました。薩摩川内市は、いちき串木野、鹿屋に次いで第3位となっております。

この原因が探れないかなと思ひまして、次からグラフをつくっております。

グラフにつきましては、保険料の高い順番に並

べてございますので、御留意ください。

下の第1号被保険者の年齢階級別割合のグラフでございますが、75歳以上のいわゆる後期高齢者の被保険者の割合は、県平均が57.1%でございます。この県平均よりも後期高齢者の割合が低くても介護保険料の高い市が出てきております。

本市の状況で申しますと、65から74歳の要介護者は約500人、75歳以上の後期高齢者の要介護認定者は約5,700人ぐらいですので、ほとんどが後期高齢者の方が要介護認定になられるという状況でございます。

9ページの上をごらんください。

第1号被保険者の要介護認定率のグラフでございますけれども、県平均のところには横の線を引いてございます。県平均は19.8%でございます。認定率が高くなると保険料も高くなる傾向にあると思いますけれども、いちき串木野市などは要介護認定率が低くても介護保険料は高くなっているという状況です。

下のほうは、第1号被保険者65歳以上の全体と、それから、そのうち75歳以上だけの認定率を見たわけですが、第1号被保険者の要介護認定率は、鹿児島県が19.8で、後期高齢者は31.2です。鹿児島県のところに十字を書いてございます。この十字に対しまして右上のほうが認定率全体も高い、それから75歳以上の認定率も高いという状況でございます。薩摩川内市は奄美市に次いで認定率が高いということがわかります。

それから、10ページをお開きください。

10ページの上のほう、第1号被保険者1人当たりの介護サービス給付費のグラフでございますが、全ての市の給付額が県と同程度以上となっております。給付額が多いほど保険料は高くなるということがうかがえます。

それから、下のグラフをごらんください。

これは第1号被保険者1人当たりのサービス種類別介護サービス給付額でございます。

多くの市が施設サービスの給付額が県平均が10万8,894円ですけれども、これより高くなっております。施設サービス給付費というのは、特老、老健、介護療養型施設でございますので、この利用している割合が高いということがうかがえます。また、薩摩川内市は、全ての種類の居宅サービス、地域密着型施設サービス、全てのサービスの給付額が県平均より高くなっております。

11ページにつきましては、先ほど部長が申されましたので省略しますが、以上のことから、施設系のサービスの利用者が多くなれば多くほど介護保険料が高くなるということがうかがえます。

次に、12ページをお開きください。

療養病床転換関係の資料でございます。平成18年2月6日付の毎日新聞のコピーでございます。最初の段の四角囲みをごらんください。

最初のほうで73年、昭和48年の老人医療費の無料化でと始まりまして、後半に療養病床が福祉施設の肩がわりをするようになったと、社会的入院という原因をつくったということでございます。

2段目の四角囲みですけれども、療養型病床は、医療保険適用型と介護保険適用型の2つあるけれども、実際の使われ方には大きな差がないと、両方とも入院医療の必要性が低い患者が半分ぐらいを占めておって福祉施設のような利用がなされていると。

国の調べでは、一人当たりの費用は、医療型が49万円、介護型が44万円と、老人保健施設は33万円と、療養病床が高いのは、医師、看護師の配置基準が手厚くなっている。そういった専門職の人件費にかかることから費用も高くなっているんだということでございます。

3段目の四角囲み、そういうような状況でございますので、医療が必要な人は従来どおり医療型の病床に入っていて、医療の必要性の低い高齢者は老人保健施設やケアハウス、あるいは特別養護老人ホーム、または在宅、そういったところで療養してもらうようにいたしましょうということでございます。

一番下の四角囲みをごらんください。

ちょっとここは表現がまずいかもしれませんが、医療が必要でない高齢者に過剰な費用をかけず医療制度改革を進めていかなければならないというふうに結びをしてございます。

13ページには、ただいま申しましたようなことをイメージとしてお示しをしております。

これは平成18年の資料でございますけれども、一番下にございますように、平成24年3月までで転換を終了する予定であったんですが、なかなかこの転換が進まないという現状を踏まえて、平成30年3月までこの転換の期限が延長さ

れたということでございます。

以上で所管事務について報告をさせていただきます。よろしくお願いします。

○委員長（江口是彦） ただいま当局の報告がありました。ここで休憩して昼から質疑は行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

質疑済ませますか、議事運営について。

では、委員外も含めて質疑を受け付けたいと思いますので、これより高齢・介護福祉課の所管事務について、質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博） おっしゃりたいことは、介護保険料が高い原因が施設利用が多いということで、療養型病床分については経費がかかるので介護型に移せという話なんですよ。それで、ただ、この療養型というお金のほうは医療じゃないんですかね、そこら辺ちょっと私、勘違いしてるかもしれませんけど。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治） 療養病床と私どもは言っておりますけど、二種類ございます。この新聞記事にもございましたように、介護療養型の医療病床というのは介護保険の適用でございまして。それと医療療養病床というのは、医療保険の適用でございまして。このうち国においては、介護療養型のほうを転換をして、老人保健施設、あるいは特別養護老人ホームなどに転換をして、今ここに入ってもらっしゃる方々のうち、医療の必要の少ない人、ない人を介護保険の井上委員のおっしゃるような安いほうへ移してもらおうという考え方でございます。

以上です。

○委員（井上勝博） 実際は、介護型に入ってもらっしゃる方が介護施設に入るということになってきて、入所待ちがいらっしゃるという中でなかなかできないということじゃないんですか。

○高齢・介護福祉課長（仙名浩貴治） 療養先ほど地域密着型は特別養護老人ホーム、高江病院の例を申し上げましたけれども、高江病院はたしか54床ベッドがあったと思います。そこに医療型のベッドと介護型のベッド、同じ建物でもいいことになっております。届け出制ですのでございまして、特別養護老人ホームとグループホームに転換をされたわけですが、高江病院に入院しておられた方のうち、医療の必要性の少ない人を優先的に永利の特別養護老人ホームのほうに入れてお

られます。あるいは介護度の軽い認知症のある方についてはグループホームに入れられております。引き続き医療の必要のある方については、系列の鶴田中央病院とか、関係の医療機関と御相談申し上げられて移られたというふうに聞いております。そういうことで転換しても入れないということはないというふうに理解をしております。

以上でございます。

○委員（井上勝博） 介護療養型医療施設については、1,275人が利用されているという、参考の11ページの資料ですよ。この1,275人の方々がなぜ介護の施設に入れないんだろうかということについては。

○市民福祉部長（中川 清） 施設整備については、介護保険計画に基づいて位置づけるものと、この療養病床の転換に基づくものは別にあります。ですから、これをいわゆる1,275人、仮に100人の療養病床の方を持ってる病院がこれを出すためには、ほかに施設をつくって、その施設整備については、国が転換交付に金を出します。受け皿をつくってから直すという仕組みになりますので、この1,275人について、これが入れないという仕組みはないと。それを医療が必要な方と安い施設で入れる分と分けてありますから、この部分で入れないということはないということ御理解をいただきたいと思います。

○委員（井上勝博） ただ、さっき言いましたように、認知になると在宅というのは非常に難しくなってくるということで、できるだけやっぱり身近なところに施設があるという方向が望ましいと思うんですよ。

そうすると結局介護保険料に響くということになるわけですが、制度設計そのものがよく部長も言われる。制度設計でやってるわけですからという話なんです。制度設計そのものがやっぱりもう限界に来ているということがあると思うんですね。だから、やっぱり自治体が国の決めた制度設計のもとでやるわけですが、しかし、そこにやっぱりもう限界が近づいてきているということであるならば、国の出し前を出しなさいという制度設計の見直しを要求しておく必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょう。

○市民福祉部長（中川 清） そのために今現在、社会保障と税の一体改革で議論をされてるという

ふうに理解をしております。

○委員（井上勝博） そのこの自体はちょっと違うんじゃないですか。税の一体改革の方向性は社会保障削減の方向じゃないんですかね。あれで国の出し前をふやそうという話じゃないと思いますよね。だから、やっぱりそれ違うと思うんですよね。

○市民福祉部長（中川 清） 昨日も申し上げましたとおり、国保に対する2,200億円の支出であったり、介護保険についても、いわゆる——軽減というものは、この消費税を財源にしてやろうという仕組みもありますので、国全体の制度設計がきちりしないと私どもそれに対して対応はできませんから、今後、国のほうでつくられるものについてしっかり注視をしていきたいというふうに思っております。とてもじゃないですけど、国が出さない分を市のほうで立てかえて出すような財源は、私も市の市民福祉部の部長としてもそういうものはないと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○委員（井上勝博） 私の言ってることは、そうじゃなくて、消費税というのはもう所得が少ない人ほど負担が重くなるわけですから、これに意を求めるというのは全く間違いだというふうに思うんですね。

市の負担を一律にふやせということを言ってるのではなくて、国に対しての制度設計を見直しをして社会保障制度と税の一体改革の方向ではなく、国がお金を出しなさいということを要求しておく必要があるんじゃないかというふうに言ってるわけです。

○市民福祉部長（中川 清） 例えば生活保護については、4分の3が国の交付で4分の1が市が出しています。この分についても含めて国の事務であるので、この分については全額国費で出してくださいよと、これは一例として生保で言いましたが、こういった制度設計の分については、全国市長会、知事会を含めて国のほうに要望しているところでございます。

○委員長（江口是彦） 質疑は尽きたと認めます。
次に、委員外議員の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） では、高齢介護福祉課の所管事務についての審査を終わりたいと思います。

以上で高齢・介護福祉課の審査を終わります。

御苦労さまでした。

ここで休憩いたします。再開は午後1時といたします。

～～～～～～～～

午後0時03分休憩

～～～～～～～～

午後0時59分開議

～～～～～～～～

△福祉課の審査

○委員長（江口是彦） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課の審査に入ります。

△議案第59号 平成25年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（江口是彦） ここで審査を一時中止しておりました議案第59号一般会計予算を議題とします。

市民福祉部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（中川 清） 福祉課の予算概要について御説明いたします。

本市におけます保護世帯数は微増の状況でございますが、生活保護費は平成23年度、平成24年度の決算、決算見込みの状況を踏まえ、平成25年度当初予算は前年度並みで計上いたしております。

以上で福祉課の予算概要の説明といたします。

○委員長（江口是彦） 引き続き、当局の補足説明を求めます。

○福祉課長（坂元安夫） 福祉課の当初予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、歳出について御説明いたしますので、予算調書の142ページをお開きください。

3款1項1目、事項、行旅病人等取扱い事務費は113万4,000円でございます。

行旅病人等に係る県委託業務であり、経費の主なものは、行旅病人等にかかわる医療費、葬儀の委託料が主なものでございます。

次に、事項、住宅手当緊急特別措置事業費は97万5,000円でございます。

経費の主なものは、離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失または賃貸住宅に居住し、住宅を喪失するおそれのある方に対しまして、一定の条件のもとに原則6カ月間住宅手当を支給するものであり、その経費を計上

してございます。

次に、143ページをお開きください。

3款4項1目、事項、生活保護管理運営費の事業費は1億1,873万6,000円でございます。

生活保護法の施行事務に係る経費で、経費の主なものは、生活保護者に係る医療要否意見書等の審査を行う福祉事務所嘱託員2人の報酬、職員14人分の人件費、社会保険診療報酬支払基金への医療審査支払手数料等のほか、生活保護システム保守委託等や生活保護システムパソコン賃借料、職員の社会福祉主事任用資格取得のための認定講習会負担金などでございます。

次に、事項、自立支援プログラム策定実施推進事業費の事業費は483万5,000円でございます。

経費の主なものは、被保護者の稼働年齢層の就労支援を図るための就労支援員1名と、保護世帯における子どもの健全育成を図るため、日常生活の自立支援、養育支援、教育支援等を行う就学・子育て支援員1名を雇用するために要する経費等でございます。

次に、予算調書の144ページをお開きください。

3款4項1目、事項、生活保護適正実施推進事業費は1,336万1,000円でございます。

生活保護事務の適正実施に要する経費で、経費の主なものは、診療報酬明細書点検業務嘱託員1名、年金調査員1名及び生活保護面接相談員2名を雇用する経費、また、委員会資料3ページの拡充事業としてお示ししておりますが、新たに医療機関等との連携を図りつつ、頻回、重複受診、向精神薬の重複処方などの適正受診指導、後発医薬品使用促進など、医療扶助の適正化対策を推進するための医療扶助相談指導員1名と、暴力団関係者等に係る対応、不正受給防止など生活保護の適正化対策を推進するための適正保護推進員1名を雇用する経費のほか、県下各市町村査察指導員会議負担金などでございます。

次に、3款4項2目、事項、生活保護費は、生活に困窮する住民に対し自立を助長するため、生活保護に係る生活扶助、住宅扶助、介護扶助、医療扶助等に要する経費16億4,576万1,000円でございます。

主なものは、保護者への衣食、その他の日常生活

活の需要を満たすための生活扶助費や病気やけが等の治療を必要とするときの医療扶助費等でございます。

生活扶助費、医療扶助費のこの2つの扶助費で、生活保護に係る扶助費の約9割でございます。

なお、平成24年12月の保護人員は754世帯、1,001人でありまして、1年前の同時期の平成23年12月と比較してみますと、保護世帯数は6世帯増で0.8%の増、保護人数につきましては7名減の0.7%の減となっております。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

予算調書の33ページをお開きください。

15款1項1目民生費負担金の生活保護費負担金12億3,432万円は、生活保護の扶助費に要する経費について、国から4分の3の負担を受けられるものでございます。

次に、15款2項2目民生費補助金の生活保護費補助金1,568万7,000円は、就学・子育て支援員の雇用による被保護者世帯の自立を支援する経費や、生活保護面接相談員、年金調査員、適正保護推進等の雇用により、生活保護事務の適正化を図るための経費について、国から100%の補助を受けるものでございます。

次に、16款1項1目民生費負担金の生活保護費負担金2,000万円は、被保護者で居住地がないか、または明らかでないものにつきまして、生活保護法第73条に基づき、市町村が負担した保護費等の4分の1について、県の負担分として受け入れるものでございます。

次に、16款2項2目民生費補助金の社会福祉補助金296万2,000円は、住宅手当緊急特別措置事業の住宅手当支給に要する経費及び生活保護受給者の就労支援を行う就労支援員の雇用に要する経費について、県から100%の補助を受けるものでございます。

次に、16款3項2目民生費委託金の社会福祉委託金108万7,000円は、行旅病人等にかかわる経費について、県から100%の委託を受けるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 質疑はないものと認めます。

次に、委員外議員の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 質疑はないと認めます。

ここで議案第５９号一般会計予算に係る審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦） 次に、所管事務調査に入ります。

当局の報告を求めます。

○福祉課長（坂元安夫） 生活保護基準見直しに関しまして国が示しております生活扶助基準の見直しに伴う他の制度への影響についての対応方針につきまして御説明いたしますので、委員会資料の２５ページをお開きください。

まず、生活保護基準見直しの現状でございますが、政府は、生活保護費のうち生活扶助の基準額を平成２５年８月から３年間かけて同基準を平均６％強引き下げることを決めておりますが、いまだ国・県からは具体的な生活扶助の基準額は示されていない状況でございます。

なお、県が主催します生活保護主管係長等会議が３月２２日に予定されておきまして、例年であれば、この会議におきまして基準額の変更等の説明がなされているところでございます。しかしながら、今回の基準額の見直しは８月からとのことで、今回の会議におきましては、４月１日にかかわる分だけの説明との連絡が入ってまいりました。具体的な生活扶助の基準額が示されるのはもう少し先になるものと考えております。

さて、国は資料にお示ししましたとおり、生活扶助基準の見直しに伴う他の制度への影響についての対応方針におきまして、個人住民税の非課税限度額につきましては、平成２５年度は影響ないとしており、平成２６年度以降の税制改正において対応すると示しております。

また、生活扶助基準額の見直しに伴う国の他の制度への影響については、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、就学援助、保育料の免除、児童養護施設等の運営費等できる限

りその影響が及ばないよう対応することを基本的な考え方として示してございます。

このほか地方単独事業につきましては、国の取り組みを説明の上、その趣旨を理解した上で準要保護者に対する就学援助など各自治体において判断していただくよう依頼するとしております。

生活保護基準額が下がった場合、現行の保護者において一定の収入がある世帯におきましては、保護非該当となる場合や、新たに生活保護を受けようとする世帯がこれまでは保護該当であった者が保護非該当となる場合が想定されます。

これらにつきましては、具体的な基準額が示された段階で関係するそれぞれの課において所要の措置を検討する必要があると考えております。

このようなことから、現在、生活保護を基準として免除などを行っている事業につきまして、各課に照会を実施しているところでありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、参考までに生活保護の生活扶助基準額は、厚生労働省の告示で定められるものであることをお知らせいたしまして説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

今ほど実はもう１枚資料を配付させていただきました。本件につきましては、本議会の一般質問で生活保護の不正受給の質問がなされまして委員会でお答えする旨の答弁をいたしましたので、資料配付が当日となりましたことおわび申し上げます。

それでは、今お配りした資料のほうの説明をいたします。

まず、費用返還の種類について御説明いたします。

費用返還につきましては、新規の要否判定後に保険料、医療費等の還付金が生じ、これらの返還を求める制度上のものや、単純な収入申告ミスにより返還を求める生活保護法第６３条に基づく返納金と、不実の申請、その他不正な手段により保護を受ける、いわゆる不正受給の返還を求める生活保護法第７８条に基づく徴収金の２つがございます。

法６３条の返納金につきましては、要件を満たせば一定の控除がありますが、法７８条の徴収金につきましては、控除を認めず原則として全額の返還命令と強い指導を行うものでございます。

表の一番下の欄の平成２４年度２月末現在をご

らんください。

法第63条に基づく返納金は、158件の3,216万6,735円でございます。また、法第78条に基づく徴収金は、8件の262万6,156円となっております。

この法第78条に基づく徴収金の発生の理由は、稼働収入の未申告7件、国税還付金及び出資金脱退金の未申告1件でありまして、稼働収入の未申告につきましては、課税調査により発覚したものでございます。

平成23年度の扶助費の金額ベースに対する法第78条に基づく徴収金、いわゆる不正受給の比率は0.04%でございます。

最後に、不正受給につきまして、先ほど説明いたしましたとおり、扶助費全体の金額ベースで見ますと低い水準であります。このことへの対応を怠ることは、生活保護制度全体への国民・市民への信頼を損なうことにもつながりかねないため、厳正に対処することが必要であると考えてございます。

他方、生活保護法第29条に福祉事務所の調査権限が示されておりますが、現在、生活保護受給者等の資産及び収入の状況に限定されていることや、調査の対象についても明確にされていないなど法の課題もあると各方面から指摘されております。不正受給防止のため、実施機関の調査権限の拡大などが求められております。

このような中、国の社会保障審議会の生活困窮者の生活支援のあり方に関する特別部会が本年1月に報告書を取りまとめておりまして、この中で不正・不適正受給対策の強化等についても触れられております。

調査・指導権限の強化、不正受給に係る返還金と保護費との調整、不正受給に対する罰則の引き上げなどの制裁措置の強化などが記載されております。

この報告書の内容を踏まえまして、今後、国において必要な法整備等の具体的な検討がなされるものと思われましますので、今後の国の動きに注視してまいりたいと考えてございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようろしくお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦） これより福祉課の所管事務について質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博） 一般質問の中で不正受給がどうなのかとお聞きした理由は、市長が不正受給があるから基準を下げるんだという答弁だったから、不正受給がじゃあ一体どのぐらいあるんですかと聞いたわけですね。不正受給のことと基準を引き下げるとは全く関係ないと思うんですよね。だから、生活保護を受給されている方で多くはそういう不正受給はないわけで、そういう方々のなんで基準を下げるのかと聞いたときにそういう答弁だったと。基準を下げる主な理由というのは、私が聞いているのは、9割方物価が下がったということがその理由にされてるわけで、物価が下がったと言ったって実感として生活用品が下がってるわけじゃないということを言ってるわけですね。ちょっとその辺については、不正受給と基準の引き下げというのは全く別物だということについて私は言いたいと思うんですけれども、その辺についてはどのようにお考えですか。

○市民福祉部長（中川 清） 本会議場の市長の答弁につきまして、井上委員と私の解釈と違っておりますので、そこをまず説明をさせていただきます。

生活保護の基準というのは、国のほうで物差しをやはり市町村のほうにこの基準でやりなさいよということでやられるわけです。その物差しが長いとか短いというのは、それは国のほうでお決めになったものを、それをその物差し以外のもので不正受給があったりというものについては、それはその市町村の生活保護の信頼回復ということで、不正受給については厳選なる対応していきたいと。これがいわゆる基準とは別に不正受給に対する生活保護の市の責務だということを私のほうで答弁をしたつもりです。

市長については、それと同じような答弁をしたというふうに理解をしておりますので、ただいま申し上げましたその生活保護の基準の物差しと不正受給というものは、井上委員がおっしゃるとおり、全く別問題だというふうに理解はしております。ただ、この社会保障と税の一体改革の中で、社会保障制度改革推進法というのが成立をいたしておりますので、この中で今ほど課長のほうが説明しました内容について附則で定められておりますので、この分についてちょっと読み上げさせてもらいます。

生活保護制度の見直しというのは、この法の中

で位置づけられておりまして、附則の第2条ですね、生活保護制度に関して次に掲げる措置、その他必要な見直しを行うと。1つ目に、不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活上医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進、その他の必要な見直しを早急に行うこと。これを踏まえて、いわゆる今度の予算等についても必要な嘱託員等の配置をいたしてございます。

それから、2番目に、生活困窮者対策、生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に対し、就労が困難な者と別途の支援の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置を検討すること。こういうものがきっちり法の中で位置づけられておりまして、それに基づいて先ほどの課長が答弁したような施策の展開というものをまず御理解をいただきたいというふうに思っています。

くどういふですけれども、井上委員がおっしゃいました物差しと不正受給を一緒に、不正受給があるから物差しが短くなったんだというものについては、私どもはそういう答弁をいたしてつもりではございませんし、市長もそういう趣旨で答弁をしたというものでは理解はしてございませんので、御理解いただきたいと思います。

○委員（井上勝博） 市長の答弁については、記録に残っているわけですので、やっぱりきちっとよく聞いてみればわかると思うんですけれども、この影響についてなんですけども、これは影響を取り除くというのは一体どういうことなのかという問題が出てくるんですよ。だから、生活保護基準をもとにしてさまざまな制度が成り立っていると。減免とか、就学援助とか、生活保護基準が高過ぎるから引き下げるといふに言ってるのに、何で影響を取り除くのかという、もう本当自己矛盾だと私は思うんですね。

まともじゃないというふうに思いますが、これについてはかなり67項目についてということで鹿児島市では調べて、そういうところに影響が出てくるということなんですけど、これはもう福祉課に言ってもしょうがないことなんですかね。福祉課で言うとなんか基準が引き下げられれば、

7%と言われてますけど、3年間でですね、基準外の生活保護を受けられなくなる世帯が出てくる可能性が出てきますよね。それが段階的に進みますので、毎年そういう方々が出てくるということになるかなと思うんですが、それについてはまだよくわかってないということですね、大体7%と聞いてますけど。

○福祉課長（坂元安夫） 3カ年にわたってということでは、官庁速報等、あるいは厚労省のホームページの中に示されております。それで政府方針として発表されたという記事がございます。ただ、いずれにしましても、先ほど説明申し上げましたとおり、基準額そのものが示されておられません。級値別に示されるわけですが、それが厚労省の告示で示されるということになっておりますので、いまだその基準を把握できてない状況であるということでございます。

○市民福祉部長（中川 清） この基準を見直すことによって矛盾をするんじゃないかというようなことなんですけども、これは政策が違いますので、生活保護の制度と、いわゆる低所得者向けの政策と大きく切り分けて、先ほど申し上げました物差しから外れる方の低所得者への対策をどういふにするのかという議論ですから、当然、例えばほかの基準でも1,000円を1円でもオーバーすれば、それに適合しないというものについて、それをどういふにまた考えるのかというのは、別の制度設計で国のほうで指針が示される予定で、それに基づいて私どももこの減免のあり方については当局のほうで整理をしていきたいと。簡単に言いますと、いろんな減免のところに影響が出ますので、それに対しては市民福祉部としては、国の指針どおり、いわゆる制度設計上低所得者への影響が極力なくなるように、そして、単独の事業についても国の指針に基づいたようなやり方でやってほしいというものを全庁的に議論をした上で、それを取りまとめて所要の手続を行っていくというふうになると考えてございます。

○委員（井上勝博） それはもう認識をどう持つかということについては、実際やる仕事はもう決まっていることであってなんですけども、ただ、生活保護という一つの物差しというのがいろんなところで使われているんだと、生活保護だけではなくていろんなところで使われているんだと。そのいろんなところで使われている生活保護の基準

が引き下げられるということについて、その影響をなくすというようにいわば二重基準というか、そういうものを設けることになってくるので矛盾があるということではあるものであって誤解のないようにお願いします。

○委員（永山伸一） 2点教えてください。

今の資料で78条ももつてのほかなんですけど、63条のほうが平成24年度が例年に比べて倍以上あるというこの要因ですね、これが一つ。

それから、この生活保護の問題は、先ほどもありましたように、就労可能な方の就労指導が非常に大きな課題であるというふうに思っているんですが、そのために予算で医療補助相談指導員と適正保護推進員を設けて指導していくということなんですけど、2点目は、この指導員あるいは推進員、この人たちは資格的なものはどんなものを有した方々がこういう指導員なり推進員になるのか、そこから辺がもしあるのであれば教えてください。

○福祉課長（坂元安夫） まず、1点目の法第63条分の平成24年度の3,200万という数字だと思いますけども、これにつきましては、このうち1件、1,277万5,850円という返納金がございます。これにつきましては、交通事故のひき逃げ事故に遭われまして加害者が自賠責保険に加入していなかったために、このため、国、これは国土交通省なんですけども、損害のてん補金を受理をしたものでございます。それでこの返納金が発生したもので、これにつきましては既に収納しております。

2点目の指導員と適正保護推進員につきましては、これも補助事業、先ほど申し上げましたように補助をもらって雇用するわけですが、資格要件については、特に定められておりません。そういう経験者をということで我々としては求めておりますが、それと今回の適正保護推進員につきましては、警察OBの方を配置することにしてございます。これにつきましては、もうありとあらゆる方の相談業務を含めて申請を含めていらっしゃる。元暴力団員、現役はこれはもう生活保護は受けられませんので、そういう方だとか、アルコール中毒の方だとか、精神疾患の方だとか、そういう方がおられまして、当然保護受給となれば、家庭訪問等があるものですから、そういう部分にケースワーカーの負担軽減の意味もございまして雇用することにしてございます。資格については、

特に求めておりません。

○委員（永山伸一） はい、わかりました。

資格については問わないということですので、ただ、そういった就労可能な方が就労されてない。疾病の方々はまた別ですけども、意見として申し上げたいのは、ケースワーカーとこの指導員、あるいは相談員とともにしっかりと就労していただく徹底した取り組みをお願いしたいと、意見として申し上げておきます。

○委員（井上勝博） 警察OBを採用するということで、確かに中にはそういう元暴力団員だったという方もいらっしゃると思うんですよ。しかし、圧倒的にはそんな方々じゃないわけですよ。ここまで警察OBを使わなきゃいけないという具体的な事例というのはあったのかどうか、そんなに多いものなのか、そんな件数がですね。

○福祉課長（坂元安夫） 犯罪歴のある方を含めて、すいません、ちょっと人数を具体的には申し上げられませんが、それと元暴力団だったという方は、これは個人の本人の申し出によってわかるものでございますので、そういうことでそういう方がいらっしゃるのことは事実です。それと相談業務におきましても、窓口対応におきまして威嚇的な態度をとられたり発言をされたりというのがかなりあります。それと一番病的な部分で対応する分が、非常に我々としても、病気であるということがわかっているがゆえに公平・平等の対応しかできませんので、それに一応そういう部分の安全の部分も含めて同席・同行をしていただくということで考えています。それには経験があられる方が適切だということで警察OBの方を配置することにしたものでございます。

○市民福祉部長（中川 清） せっかくですのうちの部の実情も説明させていただきたいと思いますが、例えば子育て支援課でDVであったり児童の虐待の問題の対応をします。それから環境課では、環境問題についての、今、福祉課長が言ったような類似の苦情であったり厳しい案件がございます。そういう状況を踏まえて子育て支援課、それから環境下には元警察のOBの方を嘱託員として雇用をいたしております。非常に厳しい状況の中では、職員と一緒にですね、そのOBの方も一緒に行って、嘱託員として指導等、あるいは警察と連携をとっていると。職員、それからほかの嘱託員も含めて1人での対応をしないように、複

数での対応をするようにという指示は出しておりますが、こういう状況の中で、職員、嘱託を含めて非常に厳しい状況にあるというのは、この福祉課だけではなくて、ほかのうちの部の所管のところもあると言うものはぜひこの際御認識いただきたいと思います。

以上です。

○委員（井上勝博） そういう特殊なケースというのはあるだろうと思います、現実の問題としてですね。しかし、一方で、警察OBを採用して、そういう何というんですか、圧迫感といいますか、生活保護を受けている方々が何か罪人であるかのような圧迫感、そういうものが出てくるというような気がするんですね。日本の生活保護というのは、非常に所得が低い人たちもたくさん保護を受けていないと、8割が受けていないと、2割しか生活保護を受給していないという学者の研究の結果が出ているわけですが、非常に警察OBを安易に採用されるということについては、国がそういう指示を出しているという面もあると思いますね、文書なんかいろいろ出していますから。そういうのがありますから、市がどうしてもということ採用するんじゃなくて、国が示しているからということであるんだろうけれども、やっぱりこれは控えていく必要があるんじゃないかなと思います。

○市民福祉部長（中川 清） 例えば環境課であったり子育て支援課であったり福祉課であったりですけども、最初からこの方が対応するわけではございません。その案件、案件によって非常に職員、あるいは嘱託員の身の危険というようなものを含めて危惧されるような案件というものが実際あると。それが少ないかどうかというのは、また判断によっては違いますけれども、そこを最初からやるわけではありませので、厳しい状況についてこういう対応をしていきたいというふうに考えておりますので、これがすぐさま抑止につながるということではなくて、私どもがこれを考えているのは、不正受給であったり、そういうような国民、あるいは市民の皆さん方に生活保護に対する不信感を払拭するために、就労の支援であったり不正受給をなくす、そういうものを払拭するためにこういう制度をつくっておりますので、最終の目的は井上委員と同じだというふうに考えております。

○委員長（江口是彦） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の発言を許します。

委員外議員で質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 質疑はないと認めます。

以上で福祉課の審査を終わります。

御苦労さまでした。

△子育て支援課の審査

○委員長（江口是彦） 次に、子育て支援課の審査に入ります。

△議案第44号 薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（江口是彦） それでは、議案第44号 薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○子育て支援課長（吉川真一） お手元の議案つづりその3の44のページをお開きください。

それでは、議会資料のほうをお開きいただきまして、議会資料の8ページでございます。

議案第44号は、薩摩川内市子ども・子育て支援会議を設置しようとするものでございますが、子ども・子育て支援会議、これの内容につきましては、この資料でお示ししております。

中ほどの囲みの中の網かけのところでございます。子ども・子育て会議の設置、国に子ども・子育て支援に係るものが政策プロセス等に参画、加入する子ども・子育て会議を設置と言うことになっておりますが、それと同じような形で市町村等の合議制機関の設置努力義務ということになっております。に因って薩摩川内市の子ども・子育て支援会議を設置するもので、内容といたしましては、下のほうにございます子ども・子育て支援事業計画、この策定が平成26年度までとされております。この策定に関しまして、この支援会議のほうでいろいろ御意見を承ったりすることにしております。

計画の内容といたしましては、いわゆる施設型給付、認定こども園、幼稚園、保育所、これらの給付の内容とか、地域型保育給付、小規模保育事

業等になります。

これらの関係、そして2つ目の丸でございますが、地域子ども・子育て支援事業、各種の子育て支援拠点事業とか乳児家庭全戸訪問事業とかといった事業の内容につきまして、計画を策定しているというものでございます。

なお、施行は4月1日でございます。

説明は以上で終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（江口是彦） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博） 支援会議をつくって支援事業計画をつくるということだと思うんですが、この支援会議機関、支援会議について、どういう人たちが何人ぐらいの組織になるのかということですか。

○子育て支援課長（吉川真一） 今のメンバーの数は予算上15人を予定しております、規定上は20人以内といたしておりますが、構成は、学識経験者、教育関係団体代表、福祉関係団体代表、各種団体代表としております。

以上です。

○委員長（江口是彦） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 質疑はないと認めます。

これより討論・採決を行います

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 討論はないと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 御異議なしと認めます。

よって、本案を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

川内市へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○子育て支援課長（吉川真一） それでは、議案第45号でございます。薩摩川内市へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

資料は9ページのほうになっております。

従来、市立のへき地保育所と言いますのは、里保育園1カ所のみで、運営は市社会福祉協議会に指定管理委託といたしておりました。

今回の改正で、第2条のほうに保育所の名称及び位置の表、これに里保育園の次に下甕保育園を加えます。これが直営となりますことから、第3条で保育所の管理について指定管理者に「行わせる」としておりましたところ、「行わせることができる」といたしますとともに、直営の場合の業務規定の準用、規定整備等を行うものでございます。

また、資料のほうに表をお示ししておりますけど、保育時間につきまして、第16条第1項、開始時間を午前8時半から同8時に、終了時間を午後5時から同6時に改め、都合1時間30分の延長でございます。従来、午前中のみとしておりました土曜日と同じ扱いとしまして、里保育園もあわせて利便性の向上を図り4月1日から施行するものであります。

議案第45号、説明は以上でございますが、よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長（江口是彦） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博） これは小学校跡地につくるということで別に校舎の中につくるのか、それとも敷地の中に新たにつくるのか、どういう段階にしているのかなんですけど。

○子育て支援課長（吉川真一） 青瀬小学校跡の校舎を利用いたしまして、小学校の1階部分に去年の9月からかこの幼稚園が移転してきております。同じフロアに、一番奥になりますけど、保育園の施設を整備いたしまして開設するということになります。

以上です。

○委員（新原春二） ちょっと議案とは重なるのかわかりませんが、今回、幼稚園と保育園と同じ

△議案第45号 薩摩川内市へき地保育所
条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（江口是彦） 次に、議案第45号薩摩

施設にあるということなんですね。その所管が全然違うわけですけども、事務所的な部分は全く別にされていくのか、そこら辺のできれば今まで幼保一元化でやれなかったのかなと私も思ってるんですけども、そこら辺は制度上の問題がありますから、当面、幼稚園が先で今度は保育園が入ってくるということですから、そこら辺の事務所的なものは完全に別にされるのか、あるいは将来を見越して一緒にされるのか、まずそこら辺はどうなんですか。

○子育て支援課長（吉川真一） 保育園のほうの運営、それから幼稚園との関係でございますが、当面は組織的な事情もございまして、御存じのとおり、全然別の施設とした運営をしておりますが、要は保育園のほうの定員が一応本年度10人程度と予定しておりました。20人ぐらいは持ちこたえられる施設になっておりますが、その中で運営上支障のない範囲でできるだけへき地保育所ということで弾力的な運用が認められておりますので、幼稚園に行かれる方々の子どもさん方の預かり等につきましても、できる範囲でなるべくお応えしたいというふうな説明はしてきております。

事務に関しましては、幼稚園はあくまで教育委員会、保育園は私どものほうでいたします。

○市民福祉部長（中川 清） 事務所が別になるかと言いましたら、そのとおり事務所は別になります。簡単に言いますと、保育園は市のほうの市民生活課が所管しますし、幼稚園のほうは教育委員会のほうが所管すると。同じ建屋の中に保育園と幼稚園があるわけですので、ここの部分については、将来的には幼保一元化というものは検討する必要があります。今の制度設計では、平成27年度から新しい給付が始まります。これは当然消費税を財源にしていますので消費税が成立しないとできないわけですが、ここでまず最初に出てきますのは、今、私立幼稚園の給付については、この新しい制度設計の中で給付が始まりますので、まず最初に出てくるのは、私立幼稚園の所管をどういうふうにするのかというのがまず最初に出てきます。その次に公立幼稚園のほうは、この施設給付が私立幼稚園とは別で分かれているものですから、公立幼稚園のほうの幼稚園化をどういうふうにするのかというのがございます。

私どもとしては、そういう給付関係が、私立幼稚園については、うちのほうで同じ給付で来ます

ので、所管についても今後は早い時期に私立幼稚園への所管を教育委員会のほうから、これは私の考えですけど、うちの市民福祉部で取るべきだというふうに思っています。あと公立幼稚園の分については、教育委員会のほうのお考えもありますので、今後、協議は進めていきたいと思いますが、ここも全体的な今の財政運営プログラムの中にも入ってる財政仕分けは、公立幼稚園のあり方についても民間への記述もありますので、その辺も含めて教育委員会のほうとは協議をしていきたい。特に里のへき地保育所、今回、下甕のへき地保育所、気持ちとしては、早い時期に幼稚園化の仕組みをとっていくのが住んでいらっしゃる方には一番利便性の向上にはなっていくという思いはありますので、この新しい制度設計の中で教育委員会のほうとはずっと協議をしていきたいというふうに思っております。

○委員（新原春二） そんなに大きなまちで二つあるのではなくて、みんな知った中でこのまちは動いてるわけですけども、片方は幼稚園、早く帰る、片方は6時までということになりますと、地域の方は中身を知ってる方はいいんですよ、知らない方はないごてあげんちごとよという話になりそうですので、ぜひ地域住民も含めてその辺の説明をきちんとしておいてほしいということを要望しておきます。

○委員長（江口是彦） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 質疑はないと認めます。

これより討論・採決を行います

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 討論はないと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第４６号 ― 議案第４７号

○委員長（江口是彦）次に、議案第４６号及び議案第４７号の議案２件を一括議題とします。

本議案２件については、関連がありますので一括して説明を求め、質疑を行った後１件ずつ採決を行います。

それでは、当局の補足説明を求めます。

○子育て支援課長（吉川真一）資料は１０ページ、１１ページになります。

議案第４６号薩摩川内市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。

県の乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱の一部改正に伴うもので、所要の規定整備をあわせて行います。

改正の内容は、第２条の第５号におきまして保険給付の定義をしております。これに難病の方などが対象となります訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費を加え、交付の日から施行するものでございます。

以上、第４６号でございますが、引き続き、４７号につきましては、薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正でございます。

児童扶養手当法の施行令の一部改正に伴いまして、ひとり親家庭等医療費助成の対象児童の範囲を広げるほか、所要の規定整備でございます。

改正の内容は、第２条第２項におきまして、ひとり親家庭の定義を配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、いわゆるＤＶ防止法でございますが、これにより保護命令を受けた児童を加えるものでございます。

なお、附則におきまして、施行日は公布の日でございますが、適用日につきましては、昨年９月に今回改正により該当となる方、児童の転入がございましたことから、国の施行日が８月１日でございます。これに合わせて同日、８月１日とするものでございます。

以上で議案第４６号及び４７号の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）ＤＶなどで結婚はしてるけ

れども、事実上もう離ればなれもひとり親と扱っていくということなんですね。

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の発言を許します。

質疑はありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

これより討論・採決を行います

まず、議案第４６号薩摩川内市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論・採決を行います。

討論はありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）討論はないと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第４７号薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論・採決を行います。

討論はありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）討論はないと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（江口是彦）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第５９号 平成２５年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（江口是彦）ここで審査を一時中止しておりました議案第５９号一般会計予算を議題と

します。

まず、市民福祉部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（中川 清） 子育て支援課の予算の概要について御説明をいたします。

子育て支援課の予算は、前年度比約1億9,000万円の増となっております。

委員会の本資料の3ページをお開きください。

3ページ、18番以降になりますが、新規事業として認定こども園整備事業といたしまして、青山幼稚園の施設改修工事補助約1億9,000万円、これを計上してございます。それから先ほどの附属機関の議案とも関連しますが、子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査委託100万円を計上いたしております。また、国の補正予算関係では、待機児童解消のための保育士確保対策として保育士等処遇改善臨時特例事業約5,400万円を計上いたしてございます。そのほか子ども手当から児童手当に変わったことにより減が約7,000万円、それから緊急雇用創出事業の終了に伴います、これは放課後児童クラブ関係が主でございますが、これが3,000万円、施設の増や定員の拡大に伴う児童館の増が約1,000万円、それから保育所運営費が約1億円の増となっております。

ただいま申し上げましたものを含めまして先ほど申し上げました1億9,000万円の前年増となっております。

予算概要の説明を終わります。

○委員長（江口是彦） 引き続き、当局の補足説明を求めます。

○子育て支援課長（吉川真一） それでは、一般会計予算中、子育て支援課分について、まず歳出から御説明申し上げます。

予算調書の145ページをお開きください。

上段の事項、児童福祉管理運営費は、児童福祉法の施行と次世代育成支援対策地域行動計画に基づく各種の事業に係る経費でございます。3億7,461万4,000円で、主なものは、右側に記載のとおり、育児支援・相談等行政事務及びファミリーサポートセンター業務に係る嘱託員4名と、先ほど御審議いただきました議案第44号で新たに設置を予定しております子ども・子育て支援会議委員15名の報酬と一般職9名の人件費、それから病児・病後児保育事業、地域子育て支援センター事業委託等のほか、子育て新シ

ステムに関する子ども・子育て支援事業計画策定ニーズ調査委託、それと通常の開所時間前後の保育ニーズに応えまして延長保育を実施する保育園に対する補助金、保護者が病気や事故等のため緊急一時的に保育が必要なとき一時預かりを行う園に対する補助金、そして障害児保育事業ほか、委員会資料26ページで概要をお示ししております新規の認可外保育施設すこやか健診事業補助金を含む4件の補助金でございます。

次の事項、児童福祉施設整備費は、保育所等の施設整備に係る経費で1億9,539万4,000円、債務負担行為分は、あさひ保育園に対する補助金で、平成25年度が債務負担行為の最終年度となっております。

次の安心こども基金分は、委員会資料27ページで概要をお示ししております。認定こども園の幼稚園、青山幼稚園の定数増に伴います増改築に係る補助金でございます。事業費の2分の1は国庫補助で市及び事業者の負担が4分の1となっております。

次は、146ページをお開きください。

146ページ、上段は、事項、女性・家庭児童相談費でございます。児童への虐待や配偶者のDVと家庭内のトラブル等の相談業務に係る経費774万4,000円でございます。

主なものは、女性・家庭生活支援相談員3名の報酬と相談システムの保守委託料、県・市家庭相談員連絡協議会等負担金、そして要保護女子の女性相談センターへの移送費でございます。

次の児童手当福祉費は、中学校終了まで支給されます児童手当給付に係る経費で17億3,166万円、これは全額扶助費、児童手当の総額でございます。

次は147ページになります。

事項、児童扶養手当福祉費は、父母の離婚などによりひとり親となった父または母、あるいはこれらにかわる児童の養育者に対しまして支給される児童扶養手当給付に係る経費5億1,600万円で、これも全額扶助費手当総額でございます。

次の事項、母子生活支援施設措置費は、ストーカーや暴力、DV、生活困窮といった問題を抱える母子の生活支援施設への入所措置に要する経費832万9,000円で、全額扶助費となっております。

次は148ページになります。

事項、児童館費でございますが、放課後児童クラブの管理運営等に係る経費 8, 191 万 4, 000 円でございます。

委員会資料は 28 ページのほうに経緯等をお示ししておりますとおり、本年度は児童増に対応する平佐西第 2 児童クラブ、もちのき館と甌島で初めてとなります里きらきら児童クラブの 2 クラブが新規開設いたしまして全部で 17 クラブとなります。経費の主なものは、17 クラブの運営に対する放課後児童健全育成事業費補助金、それから障害児受け入れや職員の安全衛生に対する放課後児童クラブ支援事業補助金、以上は県の補助事業でございます。

以下、市の単独補助で放課後児童クラブ施設整備補助金、債務負担行為分は亀山児童クラブと育英児童クラブのプレハブ賃借に係る補助でございます。

次の児童クラブ設立支援事業補助金は、新設クラブの開設準備経費に対する補助、それから児童クラブ活動支援事業補助金は、児童クラブのない地域の児童を受け入れるクラブや民間家屋を賃借しているクラブに対する補助でございます。最後の放課後児童クラブ運営費補助金は、児童数の多少による運営・活動内容の不均衡の是正を図るものでございます。

次は、保育所運営費、認可保育所 29 園とへき地保育所 2 園の運営に係る経費 23 億 7, 095 万 1, 000 円でございます。

議案第 45 号で説明いたしましたとおり、今年度からへき地保育所は里と下甌の 2 カ所となります。

経費の主なものは、へき地保育所関係で下甌の保育業務嘱託員の報酬、里の管理代行委託と、また認可保育所関係では、資料は 30 ページにございます。30 ページのほうにつけてございます安心子ども基金により保育士の人材確保推進を図る保育士等処遇改善臨時特例事業の補助金、そして認可保育所 29 園の運営費となります扶助費でございます。

次は 149 ページの上段です。

事項、母子福祉対策事業費は、母子寡婦家庭等に対する援助に係る経費で 8, 264 万 9, 000 円、経費の主なものは、ひとり親家庭等医療費助成に係る審査手数料、それから母子寡婦福祉会運営補助金、そして母子寡婦家庭自立支援

給付金は、母親の就業のための能力開発や資格取得を支援し、就業を促進するための教育訓練等を受けた方に支給するものでございます。ひとり親家庭等医療費助成は、母子・父子世帯及び父母のいない子どもを養育している家庭の医療費を助成するものでございます。

次の事項、子ども医療費助成費は、中学校終了までの子どもに係る医療費の自己負担額を全額助成する経費で 3 億 7, 262 万 4, 000 円、経費の主なものは、医療費集計機関等審査手数料、それから医療費助成の扶助費、県の補助対象事業分と市独自の中学校まで無料といたしております市単独分それぞれ記載の金額でございます。

以上、歳出でございますが、引き続き、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

歳入は、調書の 34 ページに返っていただきたいと思います。

34 ページ、最初の負担金・民生費負担金 4 億 6, 031 万 2, 000 円は、児童福祉費負担金でございます。保育所保護者負担金、いわゆる保育料の 4 億 5, 791 万 9, 000 円が主なものでございます。

それから、1 つ飛びまして、国庫負担金・民生費負担金 22 億 3, 006 万 2, 000 円は、児童福祉費負担金で、児童扶養手当負担金、保育所運営費負担金、児童手当交付金、次の国庫補助金・民生費補助金 1, 684 万 6, 000 円は、児童福祉費補助金でございます。母子家庭自立支援給付金事業補助金が主でございます。

そして、県負担金・民生費負担金 6 億 8, 166 万 9, 000 円は、児童福祉費負担金でございます。保育所運営費負担金、児童手当負担金等でございます。

次の県補助金・民生費補助金 4 億 3, 977 万 3, 000 円は、児童福祉費補助金でございます。次ページのひとり親家庭医療費助成事業補助金、それから放課後児童健全育成事業補助金、そして保育対策等促進事業補助金、安心子ども基金総合対策事業補助金の保育所等整備事業、保育士等処遇改善事業、旧子育て支援交付金分が主なものでございます。

次の県補助金・衛生費補助金 4, 712 万円は、保健衛生費補助金の乳幼児医療費補助金でございます。

以上、歳入でございます。

以上で平成25年度一般会計予算中、子育て支援課分について説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（江口是彦）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の発言を許します。

委員外議員、質疑はありませんか。

○議員（帯田裕達）二、三お伺いいたします。

病後・病後児のたしか積算でしたか、利用客数はどれくらいあるのか、利用している子どもたちはどのくらいあったのか、足りてるのか、そこら辺を含めてお願いします。

○保育グループ長（石走利和）今年度12月いっぱいでの延べ利用人数は998名になっております。前年度と比べてやや少なめになっているところであります。

以上です。

○子育て支援課長（吉川真一）足りてる足りてないということでございます。

現状では、今申しましたとおり、今年度減つてすることもございます。何とか足りている状況と考えております。

○議員（帯田裕達）もう1点お伺いしますが、認定こども園のことですけど、ことし待機児童は幾ら出たのか、出なかったのかを含めて、例えば認定こども園に対して今度ふやす意向があるのか、どのくらいの申請があるのか、そこも含めてちょっと詳しく教えてください。

○市民福祉部長（中川 清）具体的数値は課長のほうから答弁をいたしますが、例えば保育園のいわゆる定員増、それから認定こども園の移行、これは私立幼稚園等の御意向も今幾つか出てきておりますが、この全体的な前提となります保育定数については、まだ今、市の目標数値に至っておりません。ですので私どもとしましては、掲げた目標に早い時期に達成して待機児童がなくなるように、いわゆる保育園の定数増と認定こども園の移行については、市としても積極的に、金の支援は国の基準以上は出せませんが、相談等には乗っていきたいというふうに考えております。

数値については、課長等が説明します。

○子育て支援課長（吉川真一）認定こども園の入所希望状況ということでございます。

現時点でまだ調整中ではございますが、待機児童について申しますと、今申しましたとおり調整中ではございます。まだ調整途中ではございますが、現時点で申しますと、待機児童が4月1日入所の申し込み者の85人、これが待機児童数になっております。また、今後調整いたしまして、現在、入所率が109%充当しておりますので、19%まではルール上認められております。その範囲内での調整も含めまして今後調整した上で最終的な決定をいたします。

以上でございます。

○委員長（江口是彦）質疑は尽きたと認めます。

ここで議案第59号平成25年度薩摩川内市一般会計予算のうち、本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論・採決を行います。

討論はありませんか。

ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

本案に反対の討論を許します。

○委員（井上勝博）市民福祉部所管の部分について言えば、先ほど議論になりました生活保護の部署の中に警察OBを採用するという問題点、それからやはり、きゅうの60回を40回に減らすという件、それから各種検診自己負担金の値上げがされるという点を見ても問題点ありということで反対いたします。

○委員長（江口是彦）次に、賛成の討論はありませんか。

○委員（新原春二）福祉予算の多額な予算の中で、緻密に、そして広範囲に、そしてまた利用者と業者も含めて非常に適切な配意をしていただきましていろんな事業を企画されております。非常にそういった意味では、市民が安心して福祉に対する自分たちの住みよい薩摩川内市をつくっていくという意味では、非常に有効な予算であるというふうに考えます。したがって、本予算については賛成いたします。

○委員長（江口是彦）反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦）賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（江口是彦） 討論は終結したと認めます。

採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（江口是彦） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（江口是彦） 次に、所管事務調査に入ります。

当局の報告を求めます。

○市民福祉部長（中川 清） 子育て支援課の案件ではないんですけれども、最後になりますので一応今後の予定等について若干説明をさせていただきます。

まず、生活保護基準の見直しとなります減免制度のあり方については、早い時期に取り組む考え方をまとめて、これは所管がどこなのか、市民福祉委員会のほうでいいのではないかなと思っておりますけれども、6月の市民福祉委員会等に市のどういう影響が出て、それについてどういうふうにしたいというものの資料のほうは提出をしたいというふうに考えております。

それから、まだ財政課とは協議はいたしておりますませんが、6月補正が恐らくこの生活保護関係で出てくるというふうに考えております。これは厚生労働省のほうで本日確認できたわけですが、8月から就職活動に積極的に取り組む生活保護受給者に月5,000円の就労活動促進費、これは6カ月間支給する制度を8月に創設をしたいという情報等がまいっておりますので、こういったものについては国の補助を使いながら6月補正に上程をするというようなことになろうかと思っております。

それから、最後ですが、今回3月の市民福祉委員会に提出をしました資料につきまして、お願いなんです、12月に提出をしました市民福祉部の概要のほうに別冊1、2、3を含めて入れていただきたいと。これで場合によっては説明をしていきたいというふうに思っています。

それから、この12月にお配りしました概要の中にはそれぞれパンフレットをつけてございますが、25年の4月以降このパンフレットを変えてまいります。具体的に言いますと、市民福祉部の事業概要、それから高齢者福祉のしおり、障害者の福祉のしおりというのは、また4月、5月に全部変わってまいりますので、そのときにはお手数ですが、差しかえのほうもお願いをしたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（江口是彦） これより子育て支援課の所管事務について質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（永山伸一） 1点だけ保育所の待機児童の件です。

先ほど委員外議員の件で、今調整中ということであったんですが、たしか3年ほど前のこの委員会である部長が、待機児童はもういなくなるということを宣言されたんですが、ただ、現状としては、社会情勢の変化もあって現時点で85名の方が今のとこまだ待機児童として4月1日までまだ決まってないということです、とにかく待機児童の解消に努めてほしいということが1つです、極力努めてほしいと。それと、やはりもし待機児童が出るとすれば、その待機児童の解消を年内にやはりしっかりと定員の拡充のことも含めて、これはぜひ薩摩川内市の子育て支援の中心になるところですので、それについては、もし待機児童が出るようであれば、ぜひ年度内に解消に努めてほしいということを要望しておきます。

○市民福祉部長（中川 清） 子育て支援計画をつくるときに定員もふやしまして、大体それに見合った保育園のほうの整備もありまして、これですなくなるということがありますので、自信を持ってなくなりますというふうに言った翌年からまた待機児童が発生をいたしております。これを踏まえて再度保育園の定数をふやして今の計画になっておりますので、できるだけ早く待機児童がなくなる。これがいわゆるほかの市との差別かというふうにもなってきますし、これによって魅力のあるまちづくりもできるというふうに思っておりますので、ここはぜひ実現をしていきたいというふうに思っておりますが、なかなか今の保育園の状況では増員が厳しいところもあります。ですので1カ所は打診がありますけれども、それを早目

に整備をしていきたいということと、先ほどから申し上げましたとおり、認定こども園についても引き続きその努力をしていきたいというふうに思っております。

本当にもくろみといいますか、読みが甘くてです、ね、今後は十分検証の上少しオブラートに包んだ答弁をしていきたいと思えます。

以上です。

○委員（中島由美子） この保育士等の処遇改善臨時特例事業について、実際どのような方向になっていくのかというのは市ではわかっているんですか、それぞれのやっぱり保育所さんの考え方によるんだと思うんですけど、あと、それと職員が中心になるんだと思うんですけど、どっちかという保育園はパートで働いている方が多いと思うんですけど、そのあたりの処遇はわからないかなと思うんですけど、わかっている範囲でお知らせください。

○子育て支援課長（吉川真一） 資料をごらんいただいたかと思うんですけど、平均的に言いました、一般の保育士さんで8,000円程度の増がこの制度によってできると。それから主任保母さんで1万円という試算がございます。これにつきましては、雇用等の計画を保育園さんのほうでつくっていただきまして、それを出していただいて補助金で出していくという流れになってまいります。パートもオーケーです。

○市民福祉部長（中川 清） これは高齢・介護福祉課のときにも申し上げたんですが、この制度設計の早いのは、介護施設についてのこういったものがございました。この30ページに書いてありますとおり、民改費に上乗せするような形でこの処遇改善の特例事業というのはあるんですけども、これは恒久的に続くのかと言いますと、例えば介護保険の場合は、介護報酬の引き上げがあって初めていわゆる施設側のほうもそれに踏み込んだということにありますので、この交付金の状況と、それからこれは恒久的に、簡単に言いますと、児童措置費の中の民改費でどういうふうに判断をされていくのかという分もまた大事なポイントになっていくと思いますから、その辺の情報については、随時認可保育園のほうにも情報提供はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（江口是彦） ほかに御質疑ありません

か。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 質疑はないと認めます。

以上で子育て支援課の審査を終わります。

御苦労さまでした。

以上で日程の全てを終わりました。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（江口是彦） 委員会報告書の取りまとめについては、委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 御異議ありませんので、そのように取り扱います。

△閉会中の継続審査及び委員派遣

○委員長（江口是彦） また、ここで閉会中の継続審査について、お諮りします。

お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査を議長に申し出ることとし、閉会中に委員派遣を行う場合は、その手続を正副委員長に御一任いただきたいと思います。そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（江口是彦） 御異議ありませんので、そのように進めさせていただきます。

△閉 会

○委員長（江口是彦） 以上で市民福祉委員会を閉会したいと思います。

本日は御苦労さまでした。

【巻末資料】

閉会中の継続調査について

閉会中の継続調査について

市 民 福 祉 委 員 会	
(調査事項)	
1	戸籍及び住民記録等に係る諸証明について
2	健康増進について
3	地域医療について
4	環境保全について
5	産業廃棄物管理型最終処分場について
6	社会福祉事業について
7	障害者支援について
8	高齢者支援について
9	子育て支援について
10	国民健康保険について
11	介護保険について

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会市民福祉委員会
委員長 江口 是彦